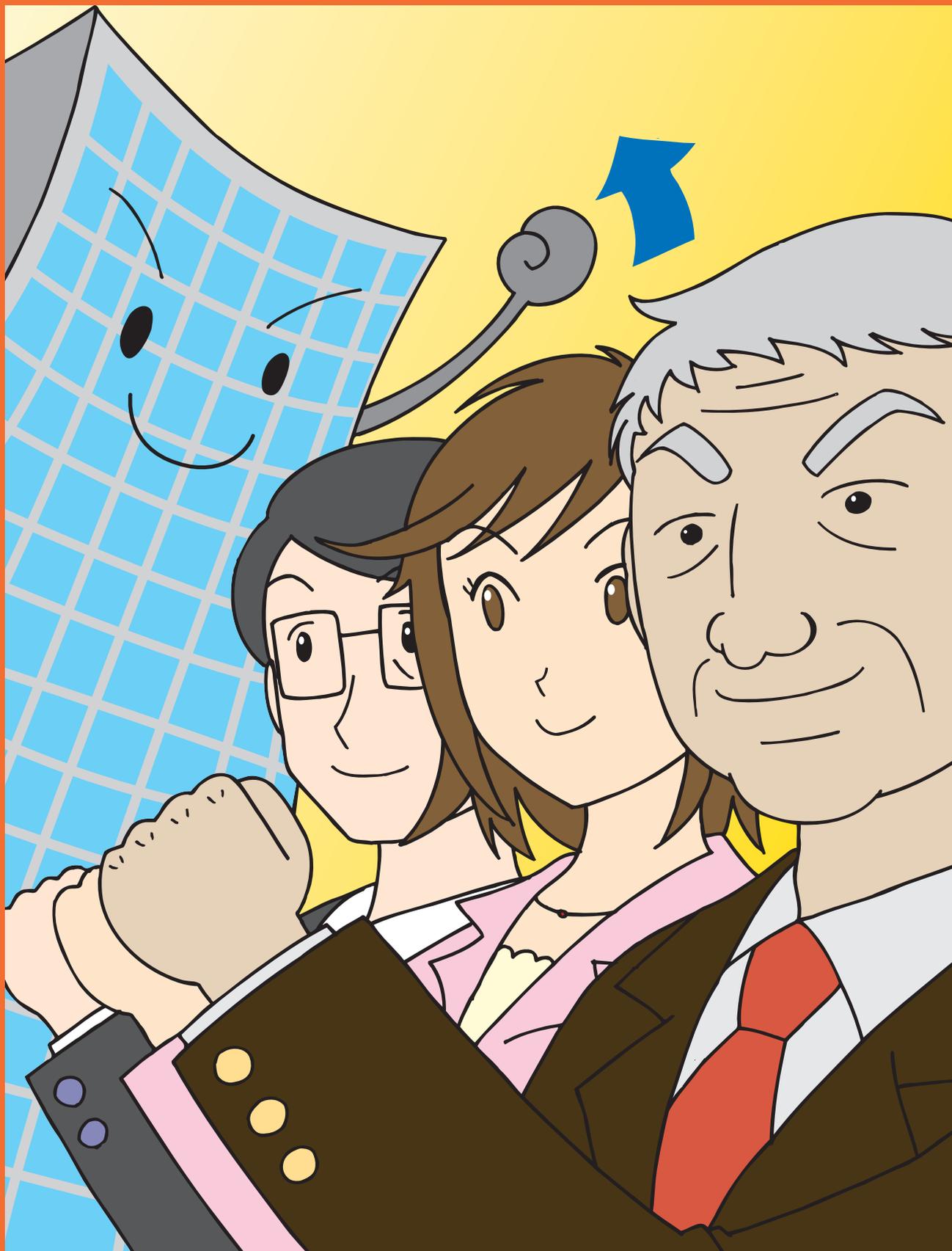


平成21年度版 中小企業新事業活動促進法



今すぐやる経営革新

書き込み方式・Q&A方式・マンガ方式
によるわかりやすく、親しみやすい解説書



中小企業庁

1.「自社の現状や課題を見極めたい!」

2.「自社の業績をアップさせたい!」

3.「自社の経営の向上を図りたい!」

中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の作成は、これらの思いを達成させるための武器です。

でも、経営革新計画って難しそう・・・と思いませんか？

中小企業庁では、中小企業の皆様にとり組んでいただきます経営革新を応援するため、小冊子「今すぐやる経営革新」を作成しました。この小冊子は、経営革新の相談や講習会などに使用されるように、わかりやすく、親しみやすく解説することをモットーとしています。そのため、自社の経営の現状と課題を書き込み方式で自らお書きいただくとともに、経営革新計画への支援措置の内容や申請手続きの方法などをQ&A方式でわかりやすく説明しています。

是非、この小冊子を積極的に活用して、自社の経営革新にチャレンジしていただければ幸いです。

平成21年9月
中小企業庁 新事業促進課

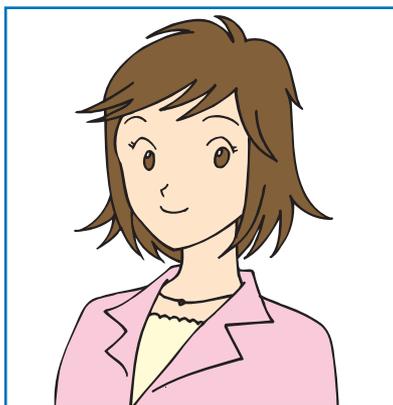
ナビゲーターのご紹介

社長



- 自社の現状や課題を見極めたい!
- 自社の業績をアップさせたい!
- 自社の経営の向上を図りたい!

企画・経理担当



- 私もあまり経験がないので、わかりません。困っています。
- 経営革新計画って、何ですか? これを作るとどんなメリットがありますか?

鈴木アドバイザー



- アドバイザーの鈴木です。ご相談を承ります。

原稿作成：城所総合会計事務所(城所・桐山・稲生・松野)

コーディネーター：(有)フォーラム・レ・ソシエ デザイン：softmachine(松本・澤村)

contents

第一部 まずは、経営計画を作ろう!

- Q1 経営計画って、何ですか? 02
- Q2 あなたは会社に対して、どんな「思い」を持っていますか? 03
- Q3 あなたの会社の経営資源の現状はどうなっていますか? 05
- Q4 あなたが今やってみたいことは、どんなことですか? 07
- Q5 あなたの会社の「経営計画」を作ってみましょう! 08

第二部 経営革新計画に挑戦しよう!

- Q6 「中小企業新事業活動促進法」とは、どのような法律ですか? 10
- Q7 この法律で「経営革新」とは、どのようなことですか? 11
- Q8 「新事業活動」とは、どのようなものですか? 12
- Q9 「経営の相当程度の向上」とは、どのようなものですか? 16
- Q10 経営革新計画を行ったら、中小企業者の経営状況はどうになりましたか? 18
- Q11 経営革新計画の具体例と、その効果を教えてください。 20

第三部 経営革新計画の承認を受けるとメリットがあります!

- Q12 経営革新計画が承認されると、どのような支援措置がありますか? 21
- Q13 税の特例措置には、どのようなものがありますか? 22
- Q14 保証・融資の優遇措置には、どのようなものがありますか? 24
- Q15 投資を受けたいのですが、どのようなものがありますか? 28
- Q16 経営革新への取り組みに対して、補助金はありますか? 29
- Q17 販路開拓を行う場合に、何か支援措置はありますか? 30
- Q18 特許を取得する場合に、何か優遇措置はありますか? 32
- Q19 経営革新計画の作成をするのに誰に相談したらよいですか。また、承認後、
計画を実施するのに誰に相談したらよいですか? 33
- Q20 地域力連携拠点とは、どのようなことを行う機関ですか? 34

第四部 経営革新計画を申請しよう!

- Q21 経営革新計画の承認を受けるためには、どのような手続きが必要ですか? 35
- Q22 経営革新計画は誰が申請できますか? 36
- Q23 経営革新計画の申請先はどこですか? 38
- Q24 経営革新計画の申請には、どのような書類が必要ですか? 40
- Q25 経営革新計画の申請書は、どのように書けばよいですか? 41

参考資料

52

お問い合わせ先一覧

54

第一部 まずは、経営計画を作ろう!

Q1 経営計画って、何ですか？

A 経営計画とは、現状から将来のあるべき姿に到達するための「道しるべ」となるものです。良い経営計画は、会社が現在よりもより高い水準の目標を設定し、その目標を実現するために、何をすべきかが明確になっています。それによって、自社のあるべき姿を具体的に示し、着実にその姿に到達するために「経営計画」を作成する必要があります。

●目標:会社の将来のあるべき姿

<経営計画を活用!>

●会社の現状



Q2 あなたは会社に対して、どんな「思い」を持っていますか？

A 「経営計画」を立てる前に、まずは、経営者であるあなたが、自身の会社へ対する「思い」＝「経営理念」・「経営基本方針」をここで再確認しましょう。頭の中でいろいろ思い描いていることを実際に紙に書いてみてください。書くことによってその「思い」が明らかになり、これが「経営計画」へとしっかり結び付くのです。

1. 「経営理念」

「経営理念」は、会社をどのように経営していくかということです。



会社の経営者であれば、「経営理念」というものを誰でもお持ちでしょう。それを書いてみましょう。

キャッチフレーズ

(例) 21世紀はオラが守る!! 



経営理念って大それたことを書くて難しいなあ。

理念を具体的に!

(例) 21世紀における日本の中核企業を目指そう!! 



【ここがポイント】
「経営理念」の設定に重要なことは、その内容を経営者から従業員までが共有することができ、がんばって実践しようと思えるようにすることです。

2.「経営基本方針」

「経営基本方針」とは、経営理念をより具体化したもので、経営ビジョンや経営姿勢を明示したものです。



項目	記入してください!	例 示																
市場・社会でのポジション		<ul style="list-style-type: none"> 〇〇業界のニューリーダーになる。 〇〇市の経済活性の核になる。 																
経営姿勢		<ul style="list-style-type: none"> お客様のニーズに合致した商品を開発する。 従業員1人当たりの生産性を向上させる。 																
組織・人事姿勢		<ul style="list-style-type: none"> 個人のがんばりが報いられるような人事システムを確立する。 給与水準を業界トップクラスにする。 																
将来の数値目標		<table border="0"> <tr> <td></td> <td>【現状】</td> <td></td> <td>【5年後】</td> </tr> <tr> <td>・売上高</td> <td>〇〇</td> <td>→</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>・営業利益</td> <td>〇〇</td> <td>→</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>・経常利益</td> <td>〇〇</td> <td>→</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>		【現状】		【5年後】	・売上高	〇〇	→	〇〇	・営業利益	〇〇	→	〇〇	・経常利益	〇〇	→	〇〇
	【現状】		【5年後】															
・売上高	〇〇	→	〇〇															
・営業利益	〇〇	→	〇〇															
・経常利益	〇〇	→	〇〇															

3.「経営計画」

経営理念と経営基本方針が書き出せましたね!
その「思い」が次のステップ「経営計画」へとつながります。まずは、あなたの会社の現状を把握するために、次のページからのチェックシートを活用してみましよう。



Q3 あなたの会社の経営資源の現状はどうなっていますか？

A

中小企業の経営資源は、「ヒト」「カネ」「モノ」等に分類されます。
 中小企業は、少ない経営資源をやりくりしながら、戦略的に重要な事業活動を行っています。あなたの会社の経営資源はどのようになっていますか？

下の一覧表を使って、あなたの会社の経営資源が有効活用されているか検討してみましょう。そして、「経営資源のチェックシート」を使って、現状を把握しましょう。

【経営資源の一覧表】

経営資源		クオリティ	数(量)
ヒト 	ヒト	資格・能力・経験等 ()	人数 ()
カネ 	カネ	資金の入手源泉 ()	資金残 ()
モノ 	モノ	購入・リース・レンタル等 ()	保有台数 ()

経営資源のチェックシート	ヒト	1	適正な人員がそろっていますか？	YES	NO
		2	従業員の質(資格・能力・経験など)は良好ですか？	YES	NO
		3	組織としてうまく機能していますか？	YES	NO
	カネ	4	必要な運転資金・設備資金は、充分ですか？	YES	NO
		5	金融機関との信用状況は良好ですか？	YES	NO
	モノ	6	設備は、適正な規模ですか？	YES	NO
		7	設備が老朽化していませんか？	YES	NO
		8	事務機器(机・パソコン・電話など)は必要最低限で、余分なものはありませんか？	YES	NO

経営資源		クオリティ	数(量)
ヒト 	ヒト	資格・能力・経験等 (10年以上の熟練工 経理経験8年)	人数 (正社員 7名 パート 4名)
カネ 	カネ	資金の入手源泉 (自己資金 600万円 銀行借入1,400万円)	資金残 (300万円)
モノ 	モノ	購入・リース・レンタル等 (コピー機とパソコンは リース)	保有台数 (車 3台 コピー機 1台 パソコン 4台)



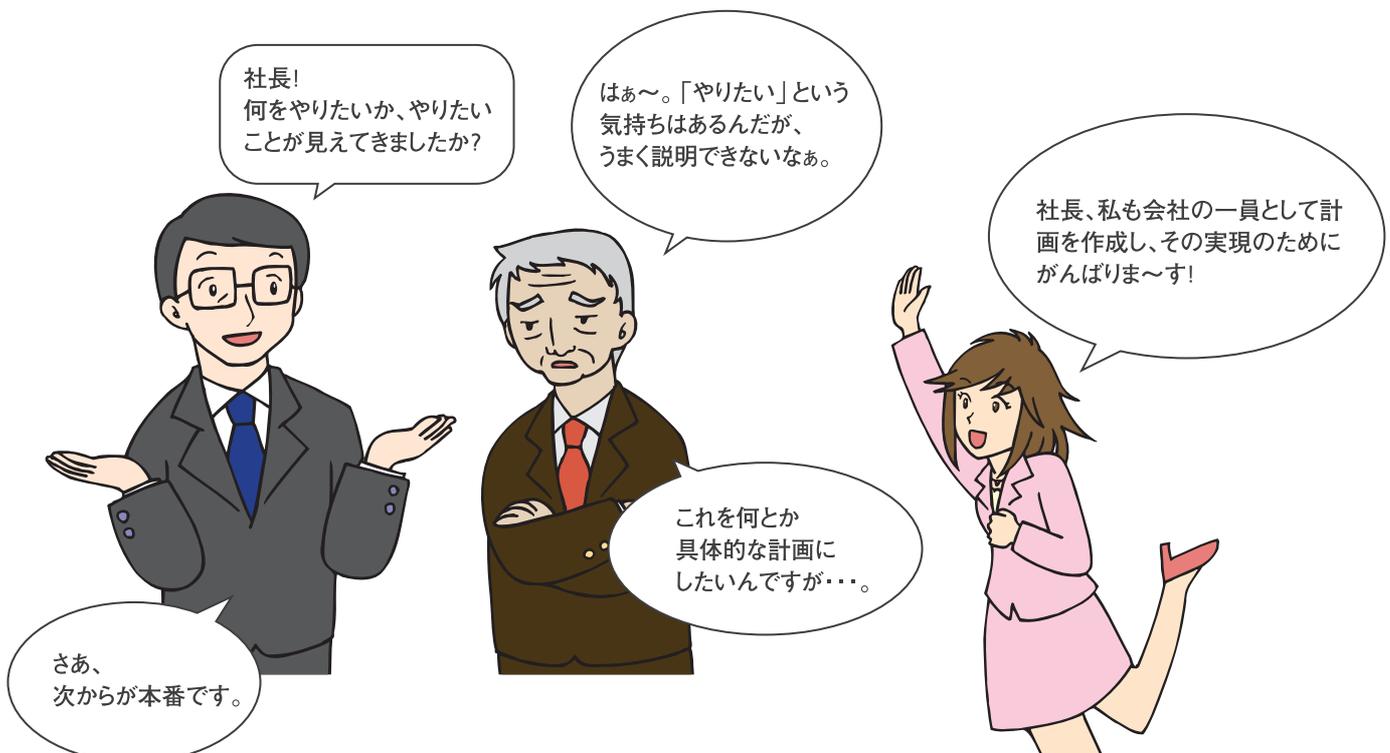
【ここがポイント】

あなたの会社の現状はどうでしたか？
NOに該当する項目があなたの会社の弱い部分です。何をすべきか、どのように改善すべきかがわかってくると思います。
会社の現状が把握できたら、次はそれに基づいてあなたが何をやりたいのか、やってみたいこと等をはっきりさせましょう。

Q4 あなたが今やってみたいことは、どんなことですか？

A Q3でチェックした経営資源の現状を踏まえて、今やってみたいと思うことにチェックマークをつけてみましょう。

チェックシート	内容		チェックマーク
	経営	経営理念や経営基本方針を全社員に徹底させたい。	
		中・長期的な取り組みで経営計画を作成したい。	
		権限と責任を明らかにして、組織を活性化させたい。	
	人事	人事考課制度を確立し、社員のやる気を引き出したい。	
		効果的な教育訓練により社員のスキルアップを図りたい。	
		給与・賃金制度を確立し、貢献度の高い社員に報いたい。	
	営業	新たな販路を開拓したり、新しい販売の方式を取り入れたい。	
		絶えず顧客のニーズを汲み上げる仕組みを作りたい。	
	商品	新商品を開発し、市場のシェアを拡大したい。	
競合商品の中で、差別化できる商品を作りたい。			
財務	会社の損益がいつでも明確にわかる仕組みを作りたい。		
	損益管理だけではなく、キャッシュの流れもつかみたい。		



Q5

あなたの会社の「経営計画」を作ってみましょう!

A

「経営計画」を作成することは、会社の方針と目標を定め、それを経営幹部や従業員との間で共有し、社員一丸となって事業展開を行っていく上で、極めて重要です。過去の実績と5期年度分の経営計画を作成してみましょう。

なお、経営計画のフォーマットは、会社の考え方、業種や規模等により様々です。次のイメージを参考にしながら、自社独自のものを作成してみてください。

売上が急に伸びているのは、新商品の開発を行って、それがヒットする予定だからです。

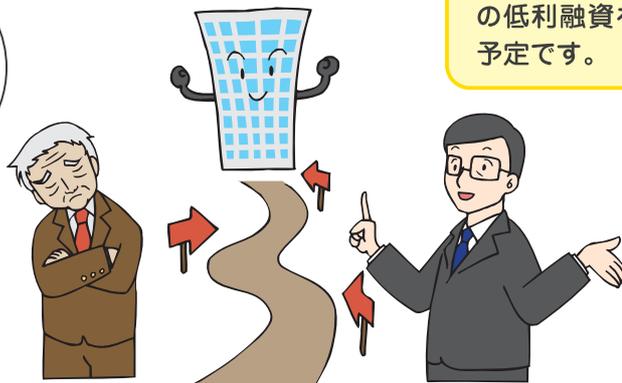
【経営計画のイメージ】

(単位:百万円)

	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	25年3月期	27年3月期
	前々々期	前々期	前期	当期	3年後計画	5年後計画
売上高	120	130	140	150	200	240
売上原価	60	65	70	75	100	120
売上総利益	60	65	70	75	100	120
販売費及び一般管理費	48	50	50	50	60	70
(人件費)	12	12	12	15	15	20
(その他)	36	38	38	35	45	50
営業利益	12	15	20	25	40	50
営業外収益	0	0	0	0	0	0
営業外費用	1	1	1	1	1	1
経常利益	11	14	19	24	39	49
特別利益	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0	0	0
税引前当期純利益	11	14	19	24	39	49
法人税、住民税及び事業税	5	6	8	10	16	20
当期純利益	6	8	11	14	23	29
参考						
減価償却費	7	25	21	19	18	17
借入金残高	30	20	45	60	50	40

人件費を増やしているのは、ヒット商品が出るので、営業部門をもっと充実させ、社員を採用する予定だからです。

経営計画のポイントとは、なんだろうか?



新商品の開発のため、政府系金融機関の低利融資を受けて、設備投資を行う予定です。

「経営計画」は、現状からあるべき姿への「道しるべ」です。その道しるべをたてるには、重要なポイントがあります!

8ページのイメージをみて、経営計画が浮かんできましたか？
では、ここであなたの会社の経営計画を立ててみましょう。

(単位:百万円)

		19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	25年3月期	27年3月期
		前々々期	前々期	前期	当期	3年後計画	5年後計画
売上高							
	売上原価						
売上総利益							
	販売費及び一般管理費						
	(人件費)						
	(その他)						
営業利益							
	営業外収益						
	営業外費用						
経常利益							
	特別利益						
	特別損失						
税引前当期純利益							
	法人税、住民税及び事業税						
当期純利益							
参考	減価償却費						
	借入金残高						

ところで、鈴木さん。
「経営計画」を立ててみたんだけど、
計画倒れで終わっては意味がない。
何かサポートしてくれる仕組みは
ないのかなあ。

そこなんですよ！ 社長。
チャレンジしている企業には、国などが応援してくれる制度があるんですよ。「中小企業新事業活動促進法」という法律があって、それに基づいて経営革新にチャレンジしていく企業をサポートしていきます。次のページからその説明をしますので、一緒にみていきましょう。



【ここがポイント】

経営計画を作成するときのポイントは2つあります。

- ① 具体的で、現実とあまり乖離しすぎないものであること
- ② 目標とすべき姿を具体的数値で示すこと

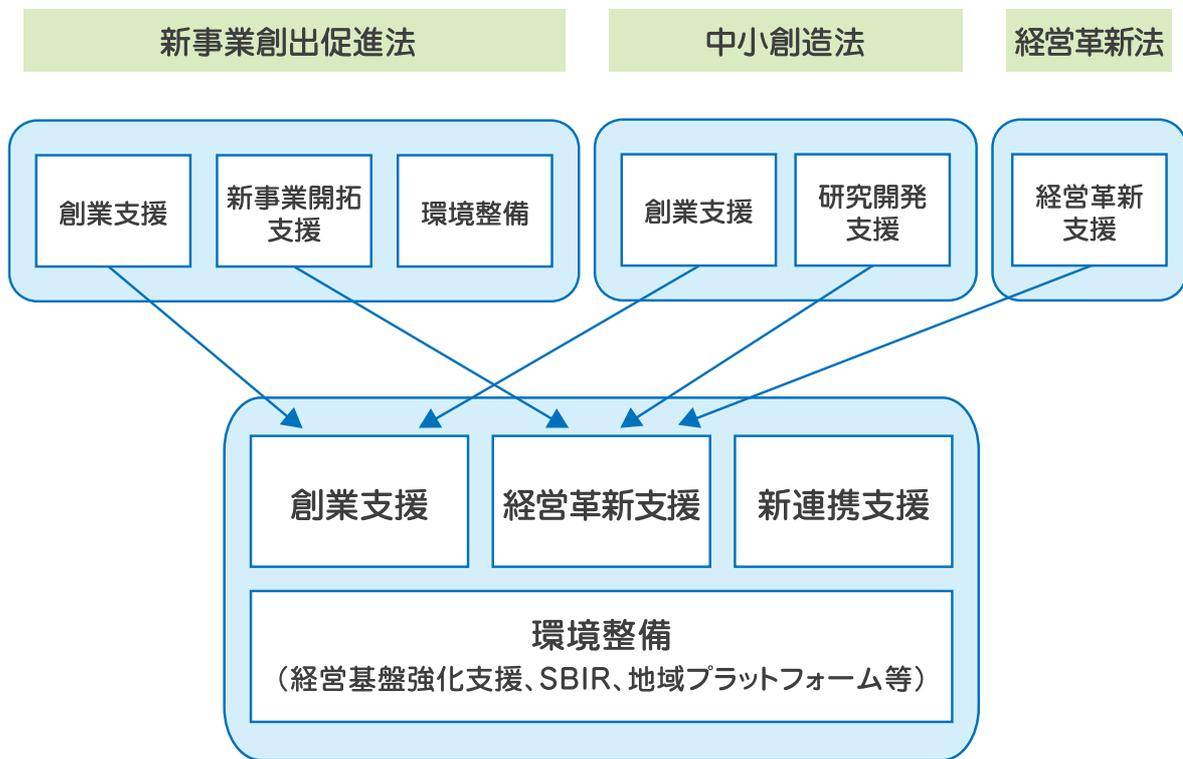


第二部 経営革新計画に挑戦しよう！

Q6 「中小企業新事業活動促進法」とは、どのような法律ですか？

A 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」は、利用者にとってわかりやすい施策体系にするため、①中小企業経営革新支援法、②中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法、③新事業創出促進法の3法律を整理統合するとともに、施策体系の骨太化を図って、中小企業の新たな事業活動の促進を柱とした法律です。

この法律では、中小企業の新たな事業活動を促進するため、「創業」、「経営革新」、「新連携」の取り組みを支援するとともに、これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境基盤の充実を図るために、様々な支援を規定しています。



中小企業新事業活動促進法

● 詳しくは、中小企業庁から冊子が出ています。中小企業庁ホームページからダウンロードもできます。

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

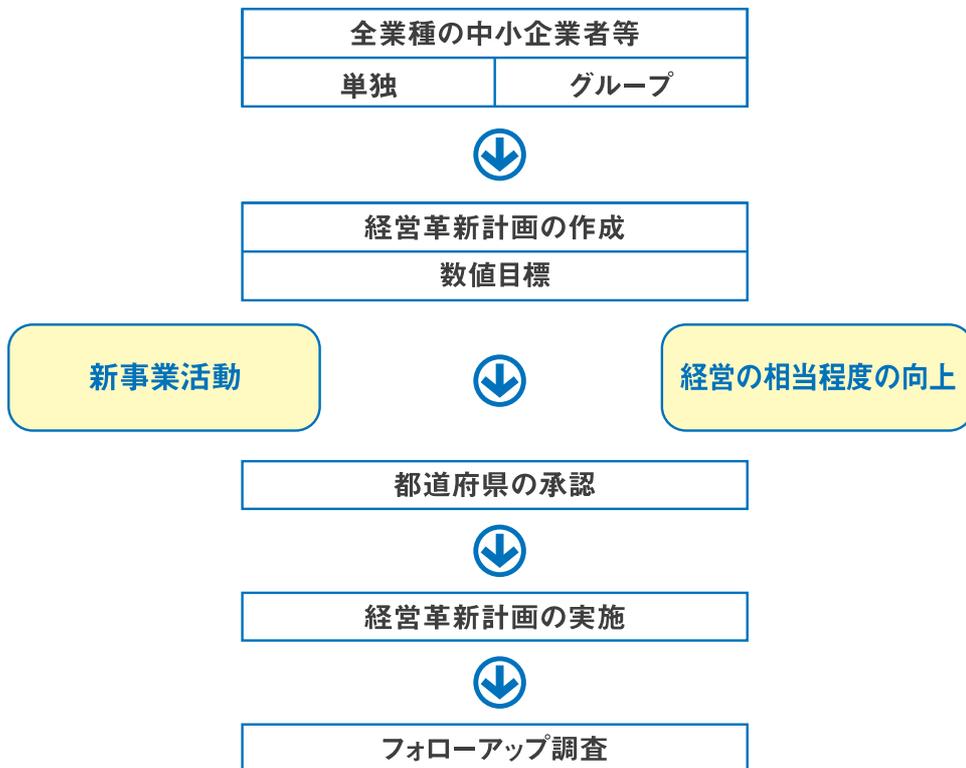
Q7 この法律で「経営革新」とは、どのようなことですか？

A

「中小企業新事業活動促進法」では、「経営革新」を「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。（中小企業新事業活動促進法 第2条第6項）

なお、この法律の「経営革新」には、次のような特徴があります。

- ①業種による制約条件をつけずに、全業種の経営革新を支援します。
- ②単独の企業だけでなく、任意グループや組合等の柔軟な連携体制での経営革新計画の実施が可能です。
- ③具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の作成が要件となっています。
- ④都道府県等が、承認企業に対して、経営革新計画の開始時から1年目以後2年目以前に、進捗状況の調査（フォローアップ調査）を行うとともに、必要な指導・助言を行います。



【ここがポイント】

経営革新こそが、21世紀の厳しい競争を勝ち抜くキーワードです。「経営革新」は、事業者が新事業活動に取り組み、経営目標を設定し、経営の相当程度の向上を図ることです。ぜひ、チャレンジしてください。



Q8 「新事業活動」とは、どのようなものですか？

A

「新事業活動」とは、次の4つの「新たな取り組み」をいいます。経営革新計画を作成することにより、「新たな取り組み」の目標、重点課題等が明らかになり、進捗状況確認により機能的に事業を行うことができます。

「新事業活動」とは、

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

(中小企業新事業活動促進法第2条第5項)

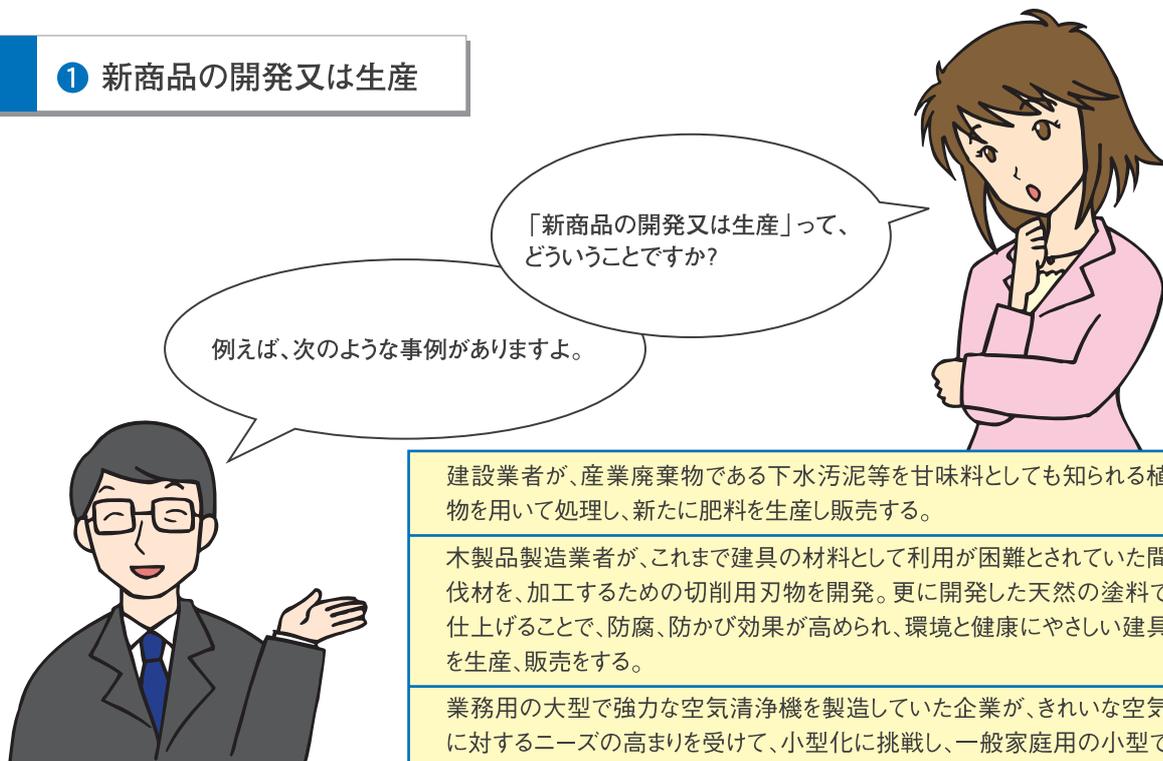


「新商品の開発又は生産」とか
「新役務の開発又は提供」とか言われても、
あまり、ピンときませんね。
もっとわかりやすく説明してください。

わかりました。
では、これらの4つの
それぞれの取り組みについて、
具体的な事例を紹介しましょう。



① 新商品の開発又は生産



例えば、次のような事例がありますよ。

「新商品の開発又は生産」って、
どういうことですか？

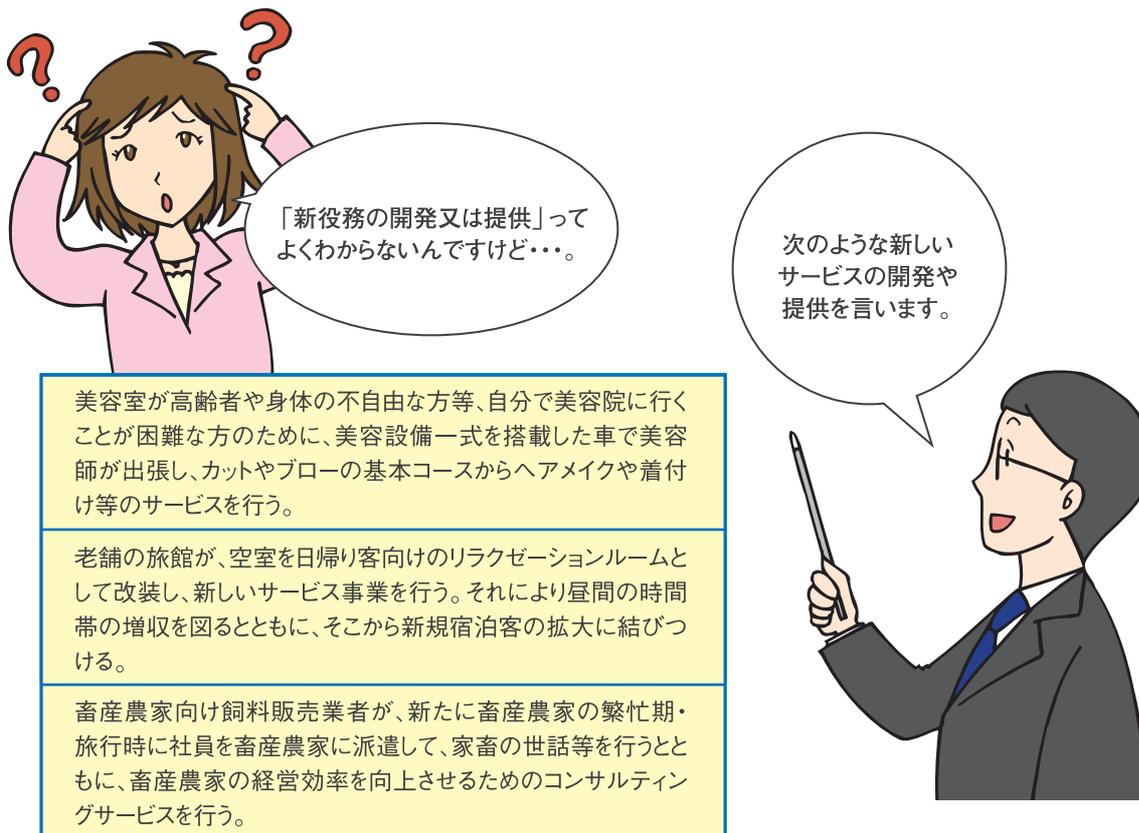
建設業者が、産業廃棄物である下水汚泥等を甘味料としても知られる植物を用いて処理し、新たに肥料を生産し販売する。

木製品製造業者が、これまで建具の材料として利用が困難とされていた間伐材を、加工するための切削用刃物を開発。更に開発した天然の塗料で仕上げることで、防腐、防かび効果が高められ、環境と健康にやさしい建具を生産、販売をする。

業務用の大型で強力な空気清浄機を製造していた企業が、きれいな空気に対するニーズの高まりを受けて、小型化に挑戦し、一般家庭用の小型で強力な空気清浄機を開発する。

産業廃棄物業者が、茶がらやさとうきびかす等の植物性廃棄物を、生分解可能な容器にリサイクルする技術を開発。これらの製品は環境に負荷を与えることなく、廃棄処理ができる。

② 新役務の開発又は提供



「新役務の開発又は提供」って
よくわからないんですけど…。

次のような新しい
サービスの開発や
提供を言います。

美容室が高齢者や身体の不自由な方等、自分で美容院に行くことが困難な方のために、美容設備一式を搭載した車で美容師が出張し、カットやブローの基本コースからヘアメイクや着付け等のサービスを行う。

老舗の旅館が、空室を日帰り客向けのリラクゼーションルームとして改装し、新しいサービス事業を行う。それにより昼間の時間帯の増収を図るとともに、そこから新規宿泊客の拡大に結びつける。

畜産農家向け飼料販売業者が、新たに畜産農家の繁忙期・旅行時に社員を畜産農家に派遣して、家畜の世話等を行うとともに、畜産農家の経営効率を向上させるためのコンサルティングサービスを行う。

③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入



果物の小売業者が、本格的なフルーツパーラーを開店。

果実店で培われた果物についての知識等の強みを活かすとともに、フルーツ&ベジタブルマイスターの資格を持つ店員が常駐し、高品質フルーツを使ったスイーツや、フルーツや野菜のフレッシュジュース、健康を意識した野菜を取り入れたランチメニューも提供。

金属加工業者が、金属熱加工製品の開発に伴う、実験データを蓄積することにより、コンピューターを利用して、熱加工による変化を予測できるシステムを構築する。それにより、実験回数を減らし、新商品開発の迅速化とコスト削減を図る。

食品加工業者が、製品のトラブルの発生を防ぎ、消費者・取引先からの信頼を得るために、新しい品質管理のシステムである「HACCP（危害分析重要管理点方式）」対応の新工場を建設する。

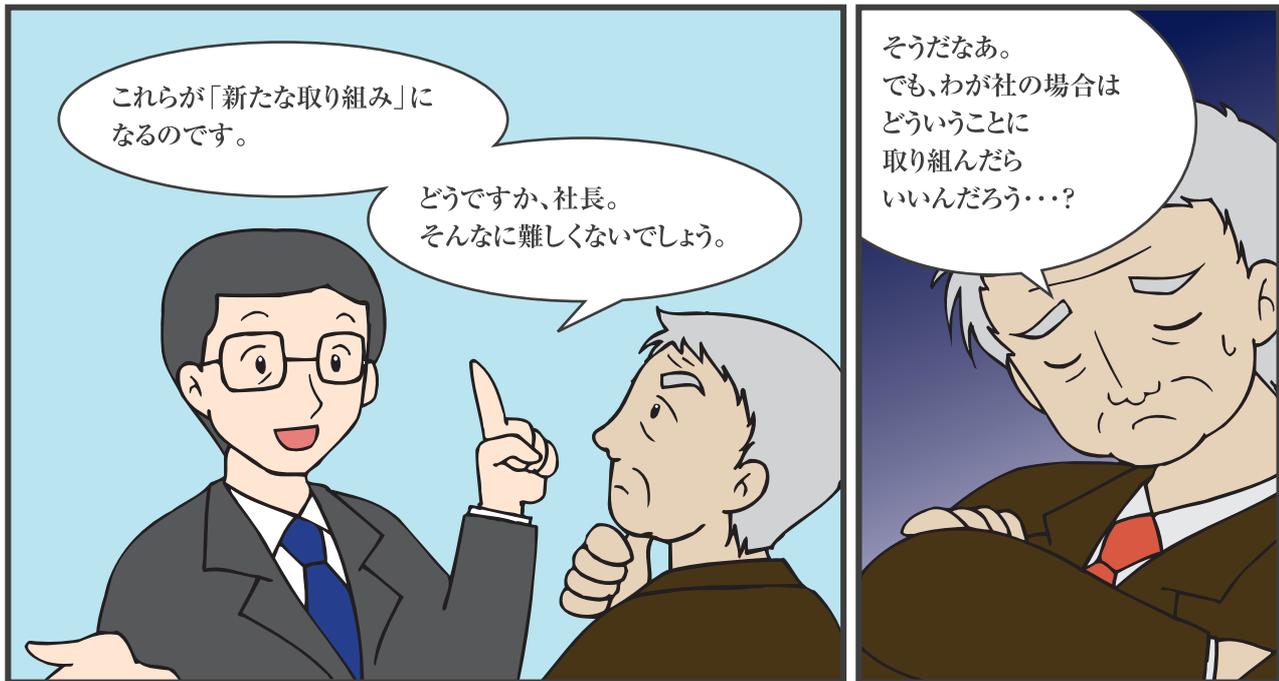
④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動



不動産管理会社が、企業の空家となった社員寮を一括借り上げて、それを高齢者向けに改装し、介護サービス、給食サービスを付加して、高級賃貸高齢者住宅として賃貸する。

タクシー会社が、乗務員に介護ヘルパーや介護福祉士の資格を取得させ、病院や介護施設への送迎などのタクシー利用者を獲得し、高齢者向け移送サービスで介護サービス事業へ進出して多角化を図る。

美容室が写真館を併設。成人式や七五三、結婚式などの記念撮影時、その場で撮影することが可能となり、移動の手間や、着付けが乱れるといった問題を解消するサービスを提供し、新規顧客の獲得につなげる。



【ここがポイント】

個々の中小企業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合でも原則として承認の対象となります。

ただし、

- ① 業種毎に同業の中小企業の当該技術等の導入状況
- ② 地域性の高いものについては、同一地域における同業他社における当該技術等の導入状況

を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については、承認対象外となります。

(基本方針 第2 経営革新 1(1))



Q9

「経営の相当程度の向上」とは、どのようなものですか？

A

次の2つの指標が、3年～5年で、相当程度向上することをいいます。

- (1) 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率
- (2) 「経常利益」の伸び率

経営革新計画として承認されるためには、計画期間である3年～5年のそれぞれの期間終了時における「伸び率」がポイントとなります。

それぞれの計画期間終了時における経営指標の目標伸び率は、次のとおりです。

計画終了時	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

(注)「年率3%以上の伸び率」

(注)「年率1%以上の伸び率」

「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」

$$\text{付加価値額} = \text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}$$
「付加価値額」
ってよくわからない
んですけど…。
$$\text{一人当たりの付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}}$$

経営の向上を見るのに、売上高や加工高だと、経営の一面しか見ることができませんね。その点、ここでいう「付加価値額」は、企業活動の全体像を把握し、企業が生み出した価値を総合的に判断するため、営業利益に企業活動の源となる雇用(人件費)と投資(減価償却費)を加えたものなんです。



Q9

「経営の相当程度の向上」とは、どのようなものですか？

経常利益

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} - \text{営業外費用（支払利息・新株発行費等）}$$

(注) 中小企業新事業活動促進法における経営革新では、「経常利益」の算出方法が通常の会計原則とは異なり、営業外収益は含みません。

ただし、基本方針の考え方を踏まえて実情に応じ、営業外収益を考慮して下さい。

経常利益の算出については、計画の承認を受けた中小企業者の資金調達に係る財務活動に係る費用（支払利息、新株発行費等）を含み、本業との関連性の低いもの（有価証券売却益、賃料収入等）は含まないものとする。（基本方針 第2 経営革新 2(2)）



【ここがポイント】

「経営目標の設定の意義」は、事業者が経営向上に関する目標を設定することにより、経営目標を達成するための経営努力をしていただくことがねらいです。このため、承認を行った国（地方局を含む。）又は都道府県が、計画実施中にフォローアップ調査を行い、対応へのアドバイスを行います。また、計画終了時には、成果の状況を確認し、今後の経営革新施策に反映させるため、終了企業調査を行います。

(注) 任意グループ等において共同で経営革新計画を作成する場合には、

- ①グループ全体としての「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」及びグループ全体としての「経常利益」
- ②グループ参加者個々の「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」及びグループ参加者個々の「経常利益」

のどちらを適用してもよいことになっています。

Q10 経営革新計画を行ったら、中小企業者の経営状況はどうになりましたか？

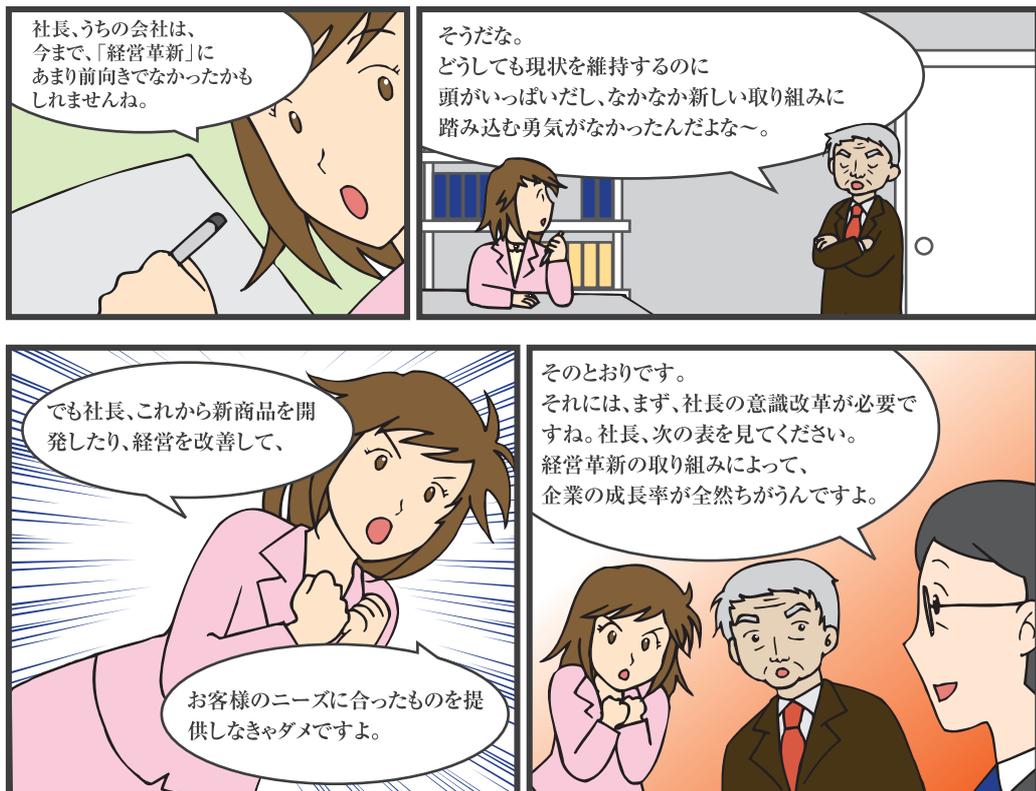
A 「経営革新計画」の承認を受けた中小企業は、他の企業と比べて明らかに経営内容が良くなっています。

その効果はいろいろありますが、終了企業の声を挙げると、次のとおりです。

終了事業者の声！

- 1 今回の経営革新計画を契機に得意先から我が社の開発力が見直され、各種の改良、開発作業を受注するようになった。経営革新承認後、3品ほど新製品が生まれて全国に販売を始めている。今後も異業種との連携を深め、新商品や新事業を生み出して行きたい。
- 2 実績においては、「少し効果があった」程度ですが、これをステップに次の目標を設定することができました。
- 3 経営革新を今後とも取り組んで行きますが、この事業を営んできた経験に少し変化を加え、もっとお客様に喜んでもらえるような付加価値の高いサービスを考え、提供していきたいと思えます。
- 4 計画終了となりましたが、ここに来てそれぞれの計画に実績がついてくるようになった。また、既存社員の体質が改善したことにより、計画の実行力が高まった。
- 5 以前、新商品の開発計画をもとに経営革新の承認を頂きましたが、この度、更なる経営の向上を図るべく新しい商品開発を計画、申請し、2回目の経営革新の承認をいただきました。
- 6 経済状況の厳しい中、当社の経営革新事業は時代にマッチしていたが、まだ売上は伸び悩んでいる。今後はどのような経済状況でも安定する様な経営を目指します。

(平成20年度経営革新の評価・実態調査より)



● 「経営革新計画」承認事業者の数値の伸び率

すでに「経営革新計画」を終了している事業者と一般の中小企業とそれぞれを比較した表です。これを見ると、明らかに、「経営革新」に取り組んだ事業者の方が、伸び率が大きいことがわかります。

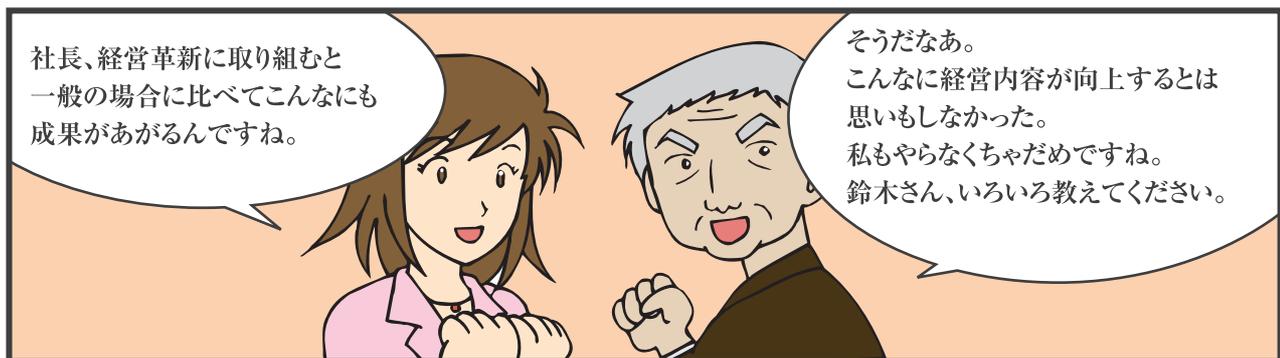
	経営革新終了事業者	一般の中小企業
付加価値額（又は一人当たり付加価値額） 年率3%以上向上した企業の割合	53.2%（※1）	18.9%（※4）
付加価値額 年率3%以上向上した企業の割合	46.8%（※2）	—
一人当たり付加価値額 年率3%以上向上した企業の割合	33.7%（※3）	—

（※1※2※3）

平成20年度中小企業庁委託調査「経営革新の評価・実態調査」より。既に経営革新計画を終了した事業者のうち、計画申請時と終了時の付加価値額のデータが把握できる487社より算出。

（※4）

平成10年度及び平成15年度工業統計より中小企業庁にて算出。母数25万社。



Q11

経営革新計画の具体例と、その効果を教えてください。

A

ここでは、「新商品の開発又は生産」と「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」に取り組んだある企業の経営革新計画を例にとってみます。

S社

東京老舗の和菓子小売製造業

【現状】

当社は大正時代から、大福を中心とした和菓子の製造小売業を営んでいます。最近、顧客数が減少し、売上げが毎年減少している状況です。その原因は、次の2つが考えられます。

- ① 大福はおいしいが、日持ちがしないため、作り置きができない。
- ② 大福はありきたりで、特に若い人には人気が無く、贈答用として客離れが起きている。



【計画内容】

そこで、日持ちがして、一般向けにインパクトの大きい新商品の開発に着手しました。さらに、販売方式についても検討しました。

- ① 新商品は「景気上昇最中」（景気上昇さいちゅうとも読むことができる）と命名しました。大福ではなく日持ちがする最中にするにより、事前に作り置きができる商品にしました。
- ② 当店はビジネス街に近い立地なので、景気の良いネーミングで贈答用に利用してもらうことを考えました。
- ③ パッケージを工夫し、包装の上から、「景気上昇最中」の文字が見えるよう、包装デザインの開発のために補助金を活用しました。
- ④ 健康志向に対応するため、餡（小豆）は食物繊維やポリフェノールを豊富に含み、砂糖は脳の働きを良くし、黒糖（黒字になるように黒にかけて）はミネラルやビタミン類を多く含んでいるなど、素材に栄養価の高い自然食品を使用していることについて、補助金の交付を受けて積極的な広告宣伝活動を行いました。
- ⑤ インターネットで注文を受け、地方発送ができるように、ホームページ作成や、インターネット販売に必要な設備投資を、低利融資を利用して整備しました。
- ⑥ 計画実施により、5年後の経営指標の目標伸び率を、それぞれ付加価値額30%、一人当たりの付加価値額20%、経常利益6%の向上としました。



【効果】

- ① 会社の贈答用として利用していただけるようになり、売上げが増加しました。
- ② 日持ちのする最中にしたことにより、生産が平均化され生産効率が上がりました。
- ③ 製造ラインではパート社員を活用することにより、売上に対する人件費比率を減少させることができました。
- ④ 日持ちのする最中を生産することにより、材料の無駄や、賞味期限切れの商品の廃棄が減り、利益率が向上しました。
これらの結果、目標とする経営指標の向上をクリアすることができました。

Q11

経営革新計画の具体例と、その効果を教えてください。

Q12 経営革新計画が承認されると、どのような支援措置がありますか？

A 経営革新計画の承認を受けると、低利の融資や税制上の特例など多様な支援策を受けることができます。

具体的な支援策の内容

税の特例措置	
(1) 設備投資減税	22ページ
(2) 同族会社の留保金課税の停止措置	23ページ
保証・融資の優遇措置	
(1) 信用保証の特例	24ページ
(2) 政府系金融機関による低利融資制度	25ページ
(3) 高度化融資制度	26ページ
(4) 小規模企業設備資金貸付制度の特例	27ページ
投資・補助金の支援措置	
(1) ベンチャーファンドからの投資	28ページ
(2) 中小企業投資育成株式会社からの投資	28ページ
(3) 経営革新関係補助金	29ページ
販路開拓の支援措置	
(1) 販路開拓コーディネート事業	30ページ
(2) 中小企業総合展	31ページ
その他の優遇措置	
特許関係料金減免制度	32ページ

こんなにたくさんの支援措置がありますが、
計画の承認は支援措置を保証するものではありません。
計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の
審査が必要となります。



Q13 税の特例措置には、どのようなものがありますか？

A 中小企業者に対する税制にはいろいろな特例措置がありますが、経営革新計画の承認を受けると、次の特例措置があります。

- (1) 設備投資減税（特別償却制度・税額控除制度）
- (2) 同族会社の留保金課税の停止措置

(1) 設備投資減税（中小企業等基盤強化税制）

企業が設備投資を行った場合には、特別償却又は税額控除ができる税制措置があります。その中でも「経営革新計画」の事業のために取得又は製作した機械・装置（※）については、取得価額の7%の税額控除又は取得価額の30%の特別償却を利用することができます。

取得又は製作・・・1台又は1基の取得価額280万円以上

※器具・備品については対象になりません。
なお、平成20年4月1日以降行なう所有権移転外ファイナンス・リース取引については、売買により取得したとみなされ、税額控除のみを利用できます。

特別償却とは

通常の減価償却費とは別枠で、原則として取得した事業年度にのみ「取得価額×30%」を特別に償却することで、早期償却により費用化を早め、資産の陳腐化に備えることとなります。

特別償却費〔取得価額×30%〕

通常の減価償却費

← 当期償却額

税額控除とは

法人税額からさらに税額を控除することができる制度で、その分だけ納付する法人税額が少なくなります。

取得価額×7%

← 税額控除額

【ここがポイント】

- ◆設備投資を行った場合の税制措置は、通常は、資本金要件等により活用できる制度が限定されますが、経営革新計画承認企業については、資本金要件や業種要件に関係なく、「中小企業等基盤強化税制」の対象となります。ただし、大規模法人の子会社は除かれます。
- ◆設備投資を行った場合の税制措置は、この「中小企業等基盤強化税制」の他に、類似の「中小企業投資促進税制」がありますが、これらの税制措置は、いずれかの制度しか適用できませんので、設備投資の内容、業種等を良く考えて選択してください。

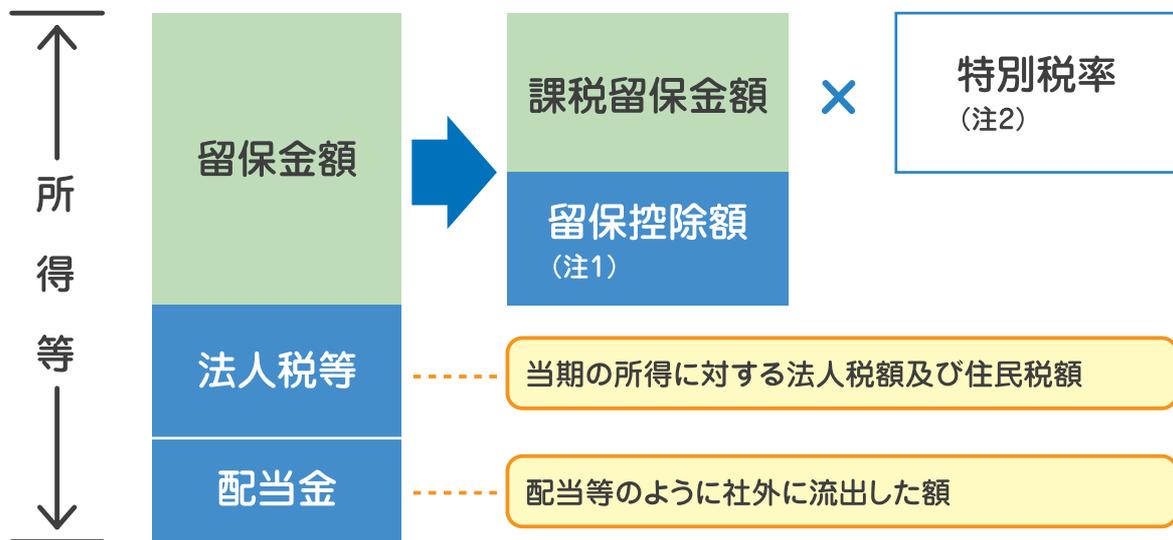


(2) 同族会社の留保金課税の停止措置

平成20年3月31日の期限到来をもって、本措置は廃止されました。
ただし、経過措置として、平成20年3月31日までに、「経営革新計画」の承認を受けた中小企業者が、その計画に従って経営革新事業を実施している場合、計画終了までの事業年度に限り、留保金課税が停止されます。

※留保金課税とは、同族関係者1グループで株式50%を超えて保有している会社（特定同族会社）が、内部留保した金額に対して、追加的に課税される制度です。（ただし、資本金1億円以下の中小企業の場合は留保金課税の対象外です）

$$\text{留保金課税額} = [\text{所得等} - (\text{配当等} + \text{法人税等}) - \text{留保控除額}] \times \text{特別税率}$$



(注1)「留保控除額」

次の基準の中で最も多い金額です。

- ① 所得基準額 = 所得等の金額 × 40%
- ② 定額基準額 = 年2,000万円
- ③ 積立金基準額 = 期末資本金 × 25% - 期末利益積立金

(注2) 特別税率

課税留保金額	税率
年3,000万円以下の金額	10%
年3,000万円超 年1億円以下の金額	15%
年1億円を超える金額	20%



【ここがポイント】

平成20年4月1日以降に承認を受けた企業は、この税制措置を利用することは出来ません。
前頁とあわせた各種税制措置については、中小企業庁発行の小冊子「上手に使おう！中小企業税制」をご覧ください。

Q14 保証・融資の優遇措置には、どのようなものがありますか？

A

中小企業に対する融資の制度はいろいろありますが、経営革新計画の承認を受けると、主に次の4つの保証・融資の優遇措置があります。

- (1) 信用保証の特例
- (2) 政府系金融機関による低利融資制度
- (3) 高度化融資制度
- (4) 小規模企業設備資金貸付制度の特例

(1) 信用保証の特例

「信用保証の特例」とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等については、①普通保証等の別枠設定と②新事業開拓保証の限度額引き上げがあります。

 **対象者**→経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

支援内容 ①普通保証等の別枠設定

「経営革新計画」の承認事業に対する資金に関し、通常の付保限度額と同額の別枠を設けています。

限度額	通常	別枠
普通保証	2億円	2億円(組合は4億円)
無担保保証 (うち無担保無保証人保証)	8,000万円 (うち1,250万円)	8,000万円 (うち1,250万円)

+

支援内容 ②新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新のための事業を行うために必要な資金にかかるもののうち、新事業開拓保証の対象となるもの(研究開発費用)について、付保限度額を引き上げています。

通常 2億円 → **3億円** **組合** 4億円 → **6億円**

【ここがポイント】

金融機関からの融資を受けるにあたり、信用保証協会からの債務保証を受ける際には、次の3つの保証形態があります。

- ①『普通保証』(有担保・有保証人)
- ②『無担保保証』(無担保・有保証人)
- ③『無担保無保証人保証』

なお、無担保無保証人保証の対象者は小規模企業者であるため、従業員は20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の事業者となります。



(注)・他の支援策による特別枠をすでに利用されている方は、利用可能な枠が制限される場合があります。
・計画の承認は支援を保証するものではなく、計画の承認後に別途審査が必要となります。

【問い合わせ先】 各都道府県等の信用保証協会
(社)全国信用保証協会連合会 TEL: 03-6823-1200(代表)

(2) 政府系金融機関による低利融資制度

日本政策金融公庫では、中小企業者に対して事業に必要な資金を低利・長期・固定で融資しています。経営革新計画に基づく設備資金及び運転資金について、金利面（政策金融の中で最優遇の金利（特別利率③又はC）です）などで、優遇しています。

 **対象者** → 経営革新計画の承認を受けた中小企業者及び組合等

日本政策金融公庫 (中小企業事業)		
保証人要件	保証人あり	保証人なし (保証人免除特例・保証人猶予特例)※注3
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 (うち運転資金 2億5千万円)	設備資金 7億2千万円 (うち運転資金 2億5千万円)
貸付利率 ※注1	特利③※注2	保証人免除特例 特利③+0.3% ※注2 保証人猶予特例 特利③+0.1% ※注2

※注1：貸付利率について、信用リスク、融資期間等に応じた所定の利率が適用。

※注2：特利③の貸付利率について、2億7千万円超及び土地に係る資金は基準利率。

※注3：保証人免除特例 財務制限条項等の特約を締結することで経営責任者の個人保証を免除する制度
保証人猶予特例 経営状況の報告等の特約を締結することで経営責任者の個人保証を猶予する制度

日本政策金融公庫 (国民生活事業)			
保証人要件	保証人なし	保証人あり	保証人なし (第三者保証人等を不要とする融資) ※注2
担保要件	担保あり	無担保	無担保
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 (うち運転資金 4千8百万円)		4千8百万円
貸付利率 ※注1	特利C		特利C + 0.65%

※注1：特利Cの貸付利率について、土地に係る資金は基準利率。

※注2：原則として、法人の方は無担保・代表者の方のみの保証、個人の方は、無担保・無保証人。

計画の承認は支援を保証するものではなく、
計画の承認後に別途審査が必要です！
計画の申請と並行して、関係機関に相談して
おきましょう！



(3) 高度化融資制度

高度化事業とは、中小企業者が共同で工場団地を建設したり、商店街にアーケードを設置する事業などに対し、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の診断・助言を受けた上で、長期・低利で融資が受けられるものです。なお、経営革新計画に基づき下記の高度化事業を実施する組合等は、無利子になります。

 **対象者** → 経営革新計画の承認を受けて、高度化事業に取り組む組合等（経営改革事業は、4社以上の任意グループも対象）

高度化事業の内容	
集団化事業	生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。
施設集約化事業	工場などが1つに集まって、設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
共同施設事業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。
連鎖化事業	中小小売業者が共同でPOSシステムを導入するなど、中小小売業者などが、営業の独自性を維持したまま、チェーン店として流通の合理化を図ります。
設備リース事業	1社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買取予約付きでリースします。
経営改革事業	新商品・新技術開発や情報収集を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置します。経営革新計画に従って事業を行うグループも対象になります。
企業合同事業	中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図ります。
貸付利率	無利子
貸付対象	土地 建物 構築物 設備
償還期限	20年以内であって、都道府県が適当と認める期限 (設備リース事業は、当該設備の耐用年数等を勘案して設定)
据置期間	3年以内
貸付割合	80%以内

【問い合わせ先】 都道府県担当部局（54ページ参照）
 中小企業基盤整備機構地域経済振興部地域振興企画課
 TEL：03-5470-1528

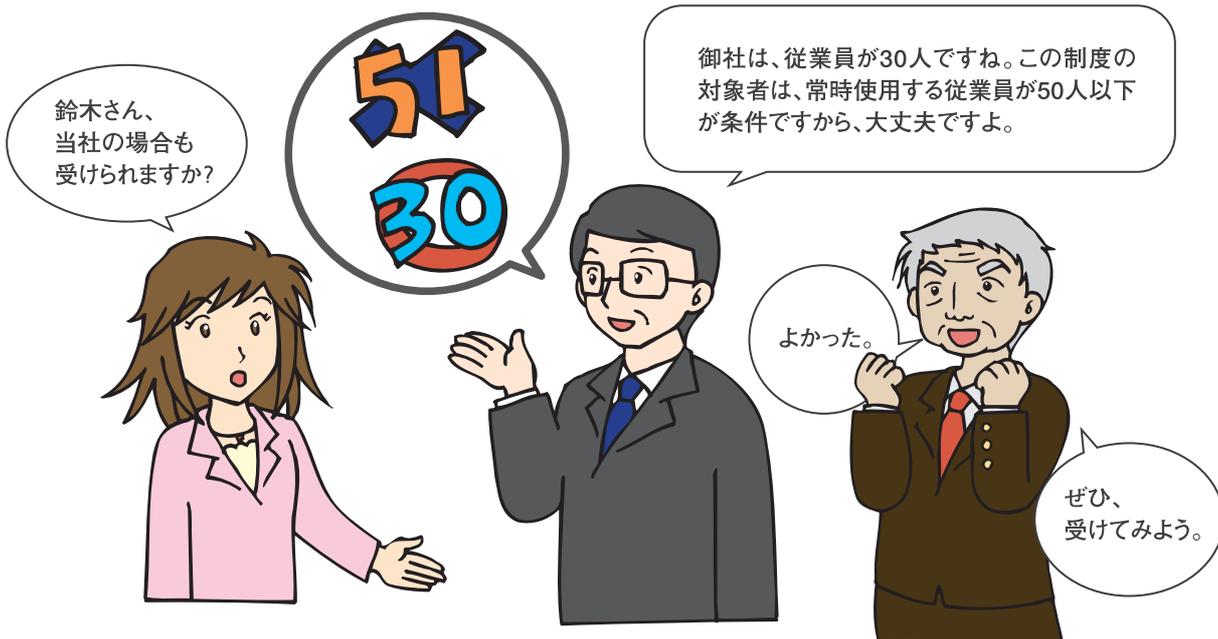
(4) 小規模企業設備資金貸付制度の特例

小規模企業設備資金貸付制度は、小規模企業者等の創業、経営基盤の強化に必要な設備の購入代金の半額を無利子で貸付けるものです。

経営革新計画の承認を受けると、通常の条件よりも優遇された特例が適用されます。

対象者 → 経営革新計画の承認を受けた小規模企業者及び常時使用する従業員数が50人以下の中小企業者

貸付条件	通常	特例
貸付限度額	4,000万円	6,000万円
貸付割合	所要資金の1/2以内	所要資金の2/3以内
貸付利率	無利子	
償還期間等	7年以内(公害防止等施設は、12年以内) 据置期間1年以内の年賦、半年賦又は月賦均等償還	
担保又は保証人	連帯保証人又は物的担保が必要	



【問い合わせ先】 各県貸与機関:連絡先は各県の中小企業支援センター等(55ページ参照)
 (財)全国中小企業取引振興協会 TEL: 03-5541-6688
 (注) 本事業を実施していない都道府県がありますのでお問い合わせください。

Q15 投資を受けたいのですが、どのようなものがありますか？

A

(1) ベンチャーファンドからの投資 (2) 中小企業投資育成株式会社からの投資
があります。

(1) ベンチャーファンドからの投資

ベンチャー企業等への投資の円滑化を目的として民間のベンチャーキャピタル等が運営するベンチャーファンド(投資事業有限責任組合)へ中小企業基盤整備機構が出資を行い、当該ファンドがベンチャー企業等への投資を行い、資金調達支援及び経営支援を行います。

 **対象者** → 経営革新計画の承認を受けた株式会社

● 支援内容

経営革新計画に従い経営革新のための事業を行い、株式公開を目指す未公開株式会社は、ベンチャーファンド(投資事業有限責任組合)からの投資の対象となっています。

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構ファンド事業部事業基盤支援課 TEL: 03-5470-1575

(2) 中小企業投資育成株式会社からの投資

原則、資本金の額が3億円以下の株式会社が、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることによって、自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

 **対象者** → 経営革新計画の承認を受けた資本金の額が3億円超の株式会社等も対象

中小企業新事業活動促進法に基づく承認経営革新計画に従って、経営革新のための事業を行うために設立する資本金の額が3億円を超える株式会社であっても投資対象になります。

● 投資の内容

- ① 会社の設立に際し発行される株式の引受け
- ② 増資株式の引受け
- ③ 新株予約権の引受け
- ④ 新株予約権付社債等の引受け

※なお、中小企業投資育成株式会社から投資を受けた会社は、必要に応じ追加投資も受けられます。

● 育成事業(コンサルテーション事業)

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を引き受けている投資先企業からの依頼により、信頼できるパートナーとして、各種個別経営相談に応じています。



【ここがポイント】

経営革新計画の承認を受けることにより、原則対象外の資本金の額が3億円を超える株式会社等も対象になります。

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

【問い合わせ先】 東京中小企業投資育成株式会社 TEL:03-5469-1811(本社)
名古屋中小企業投資育成株式会社 TEL:052-581-9541(本社)
大阪中小企業投資育成株式会社 TEL:06-6341-5476(本社)
TEL:092-724-0651(九州支社)

Q16 経営革新への取り組みに対して、補助金はありますか？

A

17年度まで国と都道府県がそれぞれ1/3ずつ計2/3を限度として補助する経営革新補助金がありました。しかし、18年度に廃止しました。しかし、各都道府県によっては、引き続き経営革新画承認企業に対して、直接補助する制度がありますので、都道府県担当部局にお問い合わせください。

また、経営革新計画の承認の有無にかかわらず、国から技術開発、販路開拓等のために直接補助する制度がありますので、経済産業局担当課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 都道府県担当部局 (54ページ参照)
地方経済産業局 (54ページ参照)



お役立ち情報

中小企業ビジネス支援ポータルサイト

J-Net21 <http://j-net21.smrj.go.jp/>

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。補助金・助成金・融資といった制度別はもちろん、都道府県別にも検索可能です。情報は毎日更新！また、「バーチャル展示会」では、経営革新計画承認企業の商品・技術を紹介しています。販路開拓、業務提携等ビジネスマッチングのチャンスです！



【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構 広報統括室 広報課 TEL : 03-5470-1519

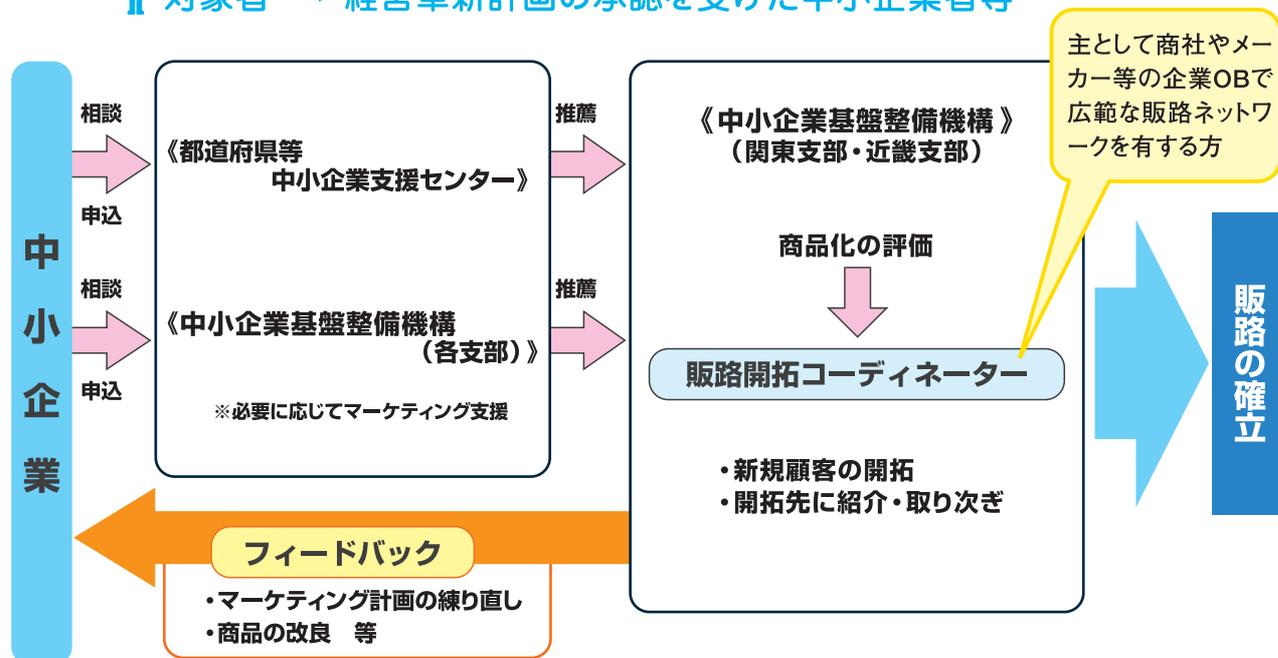
Q17 販路開拓を行う場合に、何か支援措置はありますか？

A (1) 販路開拓コーディネーター事業 (2) 中小企業総合展
があります。

(1) 販路開拓コーディネーター事業

大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進するため、中小企業基盤整備機構（関東支部・近畿支部）に、商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターとして配置し、そのネットワークを活用して、経営革新計画承認企業等が開発した新商品等を商社・企業等に紹介又は取り次ぎを行い、市場へのアプローチを支援します。

対象者 → 経営革新計画の承認を受けた中小企業者等



【ここがポイント】

- ◆この事業を希望する場合は、まず、都道府県等中小企業支援センター又は中小企業基盤整備機構(各支部)にご相談ください。(新規性等の一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。)
- ◆販路開拓支援活動の実施に際して、一部費用は申込企業の負担となります。
- ◆この事業は、販売代行や販売代理を行うものではありません。

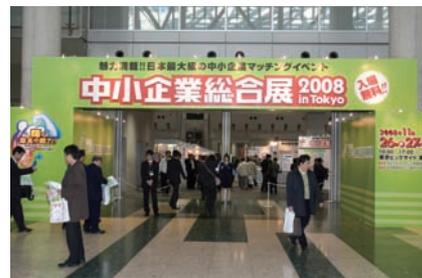
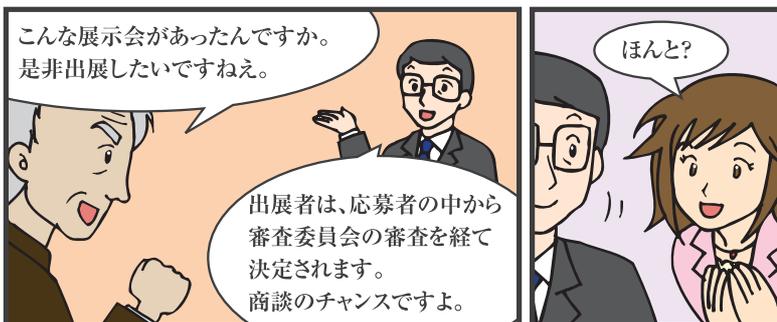
【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構(各支部)(55ページ参照)
都道府県等中小企業支援センター(55ページ参照)

(2) 中小企業総合展

中小企業総合展は、経営革新に取り組んでいる中小企業者等の成果を一堂に集め、ビジネスマッチングの場を提供するものです。

対象者 → 経営革新計画承認企業者等の経営の革新を図る中小企業者等ですが、応募者の中から書面審査を経て出展者を決定します。

主催	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
イベントの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・出展企業が自社の新商品・技術・サービスをブース出展します。 ・出展企業が自社の新商品・技術・サービスをプレゼンテーションで紹介します。 ・経営革新に詳しい専門家を招いての基調講演や経験豊富な経営者によるセミナーを開催します。 	
出展料	<p>有料です。 商談用テーブル、イスなどの備品リース料、電気工事及び使用料、仮設電話回線工事及び使用料等は実費です。</p>	
開催時期及び場所	<p>東京会場：（東京ビックサイト）平成21年11月4日～6日 大阪会場：（インテックス大阪）平成22年5月下旬頃（予定）</p>	
出展申込	<p>東京会場：平成21年6月下旬～8月上旬 大阪会場：平成22年1月～2月頃（予定）</p>	
直近の開催実績	平成20年11月26日～11月28日 東京ビックサイト	<p>出展企業数 510社 延べ来場者数 34,744人</p>
	平成21年5月27日～29日 インテックス大阪	<p>出展企業数 250社 延べ来場者数 29,427人</p>



中小企業総合展 2008 in Tokyo

【問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構新事業支援部 マッチング・交流推進課 TEL: 03-5470-1525

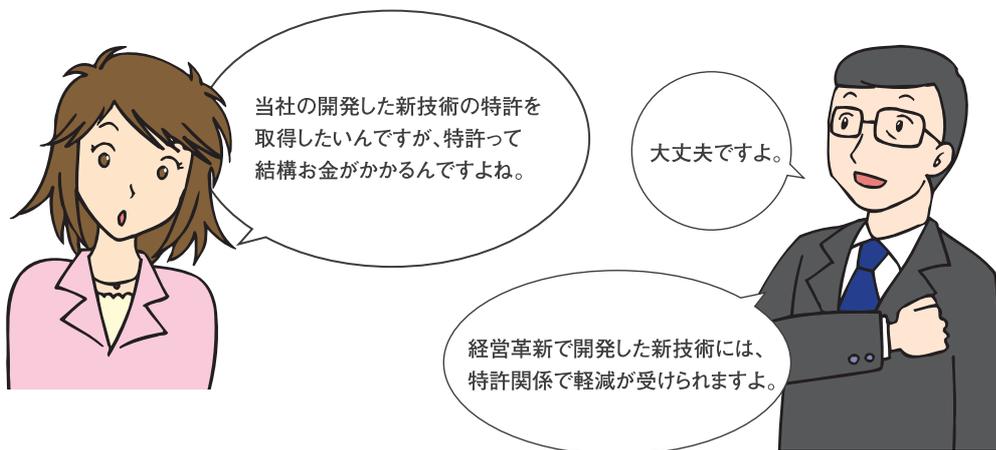
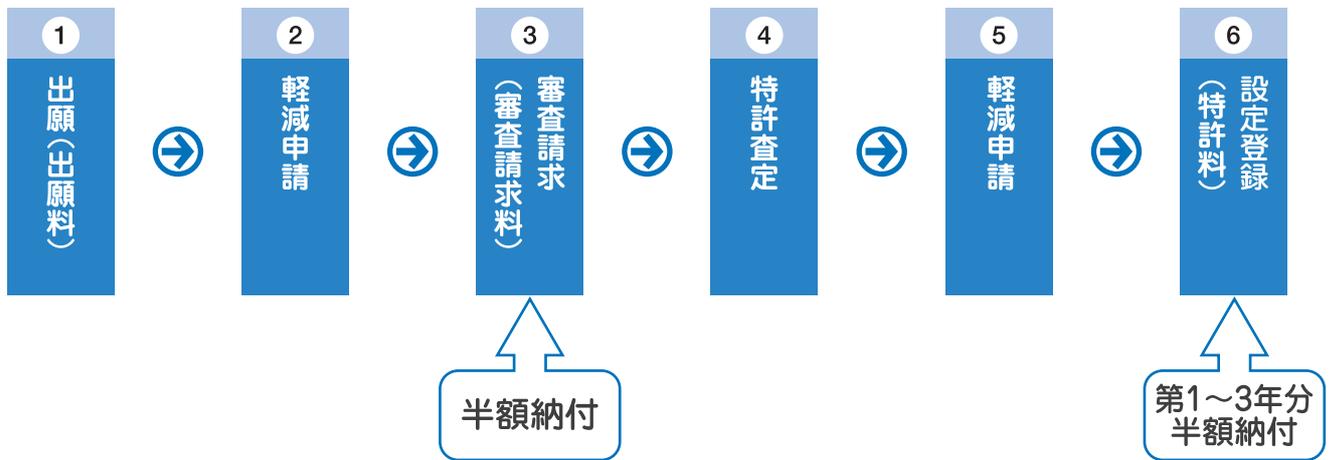
Q18 特許を取得する場合に、何か優遇措置はありますか？

A

特許関係料金減免制度があります。これは、経営革新計画における技術に関する研究開発について、特許関係料金が半額に軽減される制度です。
対象となる特許関係料金は、次のとおりです。

- 審査請求料
- 特許料（第1年～第3年分）

 **対象者** → 承認経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業の成果について、特許出願を行う中小企業者
(経営革新計画開始から計画終了後2年以内の出願が対象)



<本制度、手続の詳細（申請様式、必要書類等）>

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>
(「研究開発型中小企業」の項目をご覧ください。)

【問い合わせ先】 経済産業省産業技術環境局産業技術政策課 TEL:03-3501-1773

Q19

経営革新計画の作成をするのに誰に相談したらよいですか。
また、承認後、計画を実施するのに誰に相談したらよいですか？

A

都道府県の担当部局の他に次のような支援センターや相談窓口がありますので、ぜひご利用ください。

中小企業基盤整備機構

全国9つのブロックに設置している、中小企業基盤整備機構各支部では、専門家相談窓口、専門家の継続派遣事業、企業等OB人材派遣等事業、施策情報の提供等、様々な支援事業を実施しています。

また、がんばる中小企業「なんでも相談ホットライン」を開設しています。全国どこからでも、TEL：0570-009111（受付時間：平日9:00～19:00 ※携帯電話、IP電話、自動車電話、PHS、列車公衆電話、船舶電話からはご利用になれません。）にかけていただければ、最寄りの中小企業基盤整備機構各支部の専門の相談員のアドバイスを受けることができます。

都道府県等中小企業支援センター

都道府県等中小企業支援センターでは中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャー等を配置し、商工会、商工会議所等の中小企業関係団体や政府系金融機関等の他の中小企業支援機関と連携し、中小企業者の方が抱える問題に、ここに来れば問題解決の糸口が見つかるよう、相談窓口、専門家継続派遣、情報の提供等、ワンストップサービス型の支援を実施しています。

地域中小企業支援センター

創業予定者や経営革新等の課題を有する地域の中小企業者等が、様々な悩みを気軽に相談できる身近な支援拠点として、全国の広域市町村圏程度の区域ごとに「地域中小企業支援センター」を設置し、企業経営について十分な知見を有する専任のコーディネーターがきめ細かに相談に応じます。

地域力連携拠点

次のページをご参照ください。

【問い合わせ先】 各センターのお問い合わせは55ページ以降をご覧ください。

Q20 地域力連携拠点とは、どのようなことを行う機関ですか？

A

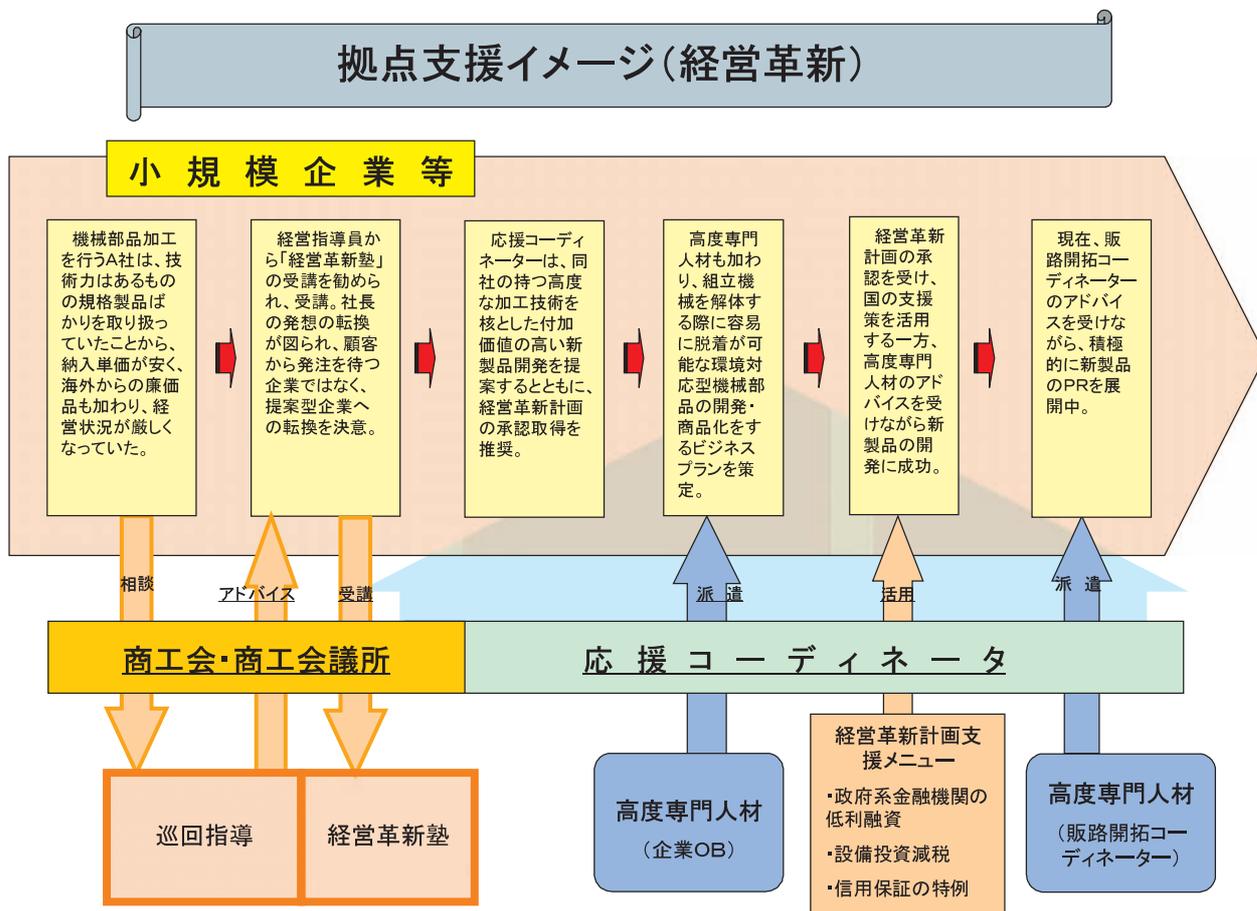
地域力連携拠点とは、

地域において優秀な支援者をコーディネーターとして配した都道府県商工会連合会、商工会及び商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県等中小企業支援センター及び地域金融機関等中小企業支援機関等を「地域力連携拠点」として選定し、中小企業が直面する課題に対して、きめ細かな支援を行います。

たとえば…

- ・ 経営計画・資金計画の立て方や、経営革新計画の承認をうけるためのアドバイスなど、経営革新に関することなら何でも無料で相談に応じます。
- ・ 経営革新計画を進める際に中小企業診断士、税理士などの外部専門家もお手伝いします。

拠点支援イメージ(経営革新)



※経営革新に取り組む企業だけでなく、中小企業が直面する様々な課題に対して、きめ細かな支援を行っています。

【問い合わせ先】 本事業を実施する地域力連携拠点(56～57ページ参照)

第四部 経営革新計画を申請しよう！

Q21 経営革新計画の承認を受けるためには、どのような手続きが必要ですか？

A 経営革新計画の承認を受けるための手続きは、次のようになります。

① 都道府県担当部局等へ問い合わせ

対象者の要件、経営革新計画の内容、申請手続き、申請窓口、支援措置の内容等、ご相談ください。

なお、任意グループなど複数の中小企業者が共同で計画を作成する場合は、申請代表者・実施主体者の構成によっては、都道府県ではなく、国の地方機関等、あるいは本省が窓口になることもありますので、まずは、その点をご確認ください。

都道府県担当部局の他、県内の中小企業支援センター、地域力連携拠点、商工会・商工会議所、中小企業団体中央会等でも相談を受け付けています。



② 必要書類の作成、準備

計画承認申請書は、都道府県担当部局、国の地方機関等に用意しています。

申請書への記載は、申請様式に従ってください。

都道府県担当部局及び県内の中小企業支援センター、地域力連携拠点、商工会・商工会議所等では、申請書の書き方、ビジネスプランの策定の仕方等をアドバイスしています。（書類の具体的な記載方法は、41ページ以降参照）



③ 各都道府県担当部局、国の地方機関等への申請書の提出

申請書提出先は、申請代表者・実施主体者の構成で決まります。本法に関連する債務保証、融資、補助金等を利用する場合は、計画申請と並行して当該関係機関と密接な連絡をとってください。（詳しくは都道府県担当部局、国の地方機関などにご相談ください。）

都道府県担当部局と支援策の実施機関は連携をとっていますので、ご希望の支援策の実施機関にお気軽にご相談ください。（申請書の提出先は、38,39ページ参照）



④ 都道府県知事、国の地方機関等の長の承認

都道府県等による審査を経て、経営革新計画の承認がされます。また、支援策の実施機関の審査後に支援措置などが行われます。計画開始後、フォローアップのために、計画進捗状況調査などが行われます。

承認は支援措置などを保証するものではありません。支援策を活用できる対象になったということです。各支援策にはそれぞれ実施機関の審査があります。

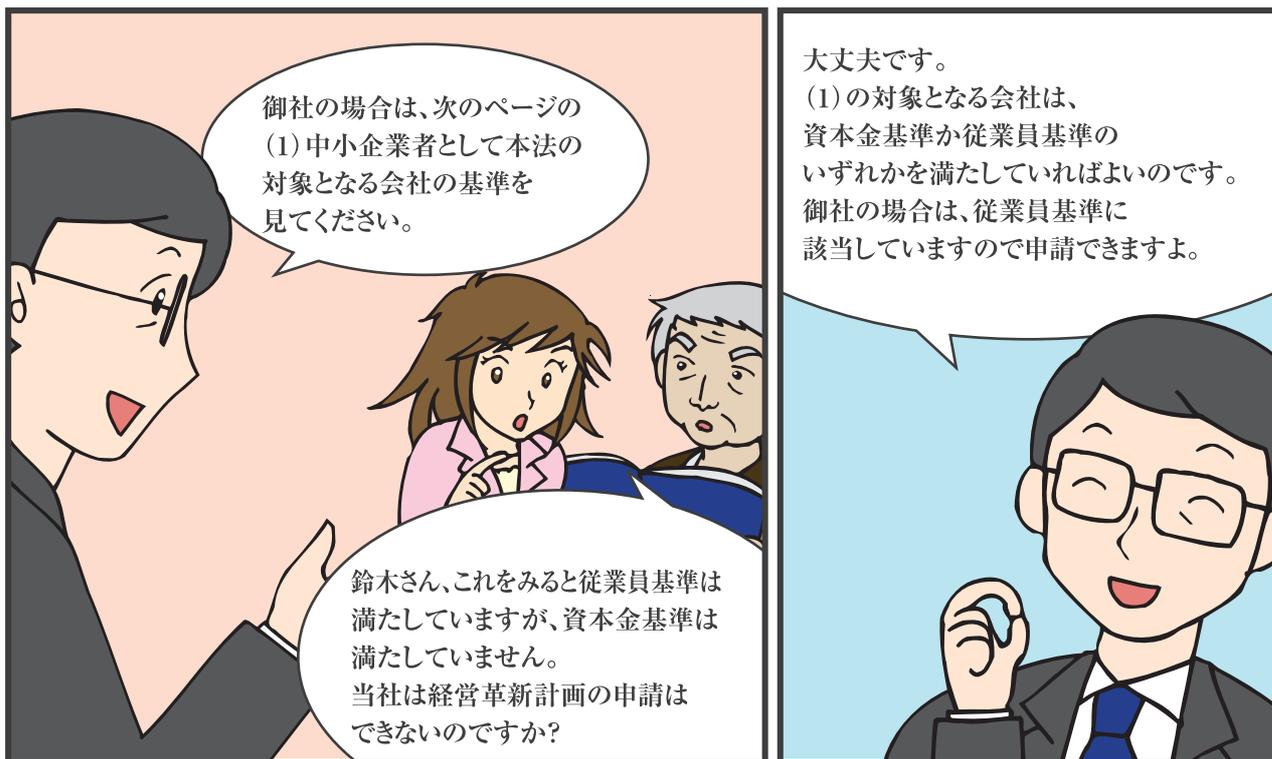
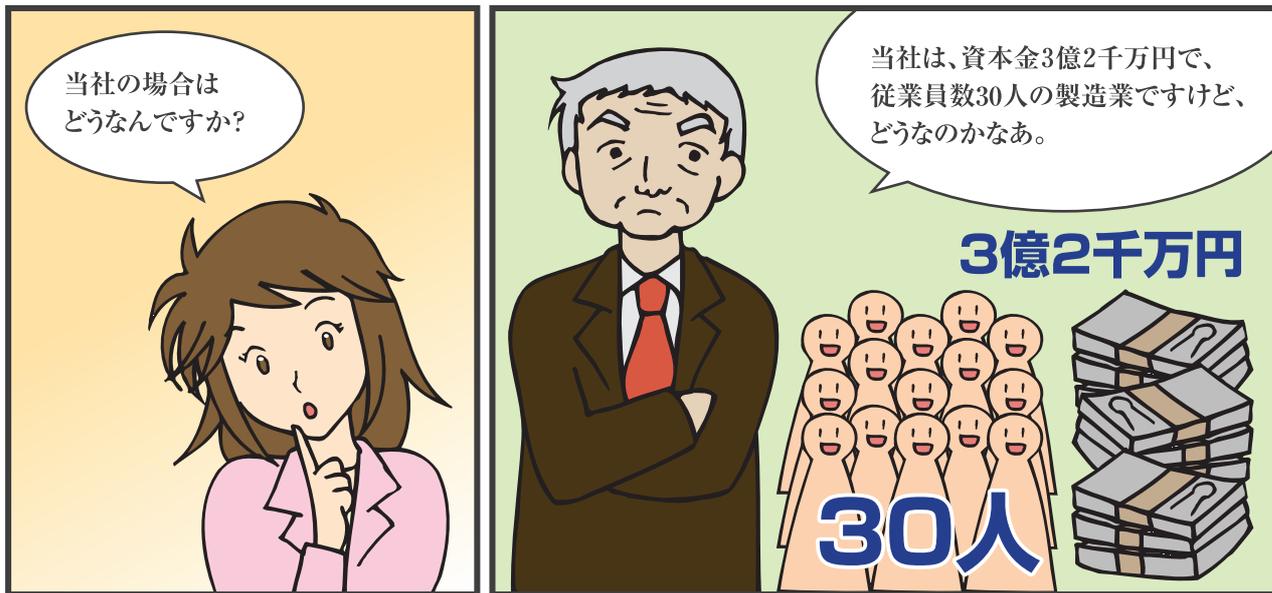


Q21

経営革新計画の承認を受けるためには、どのような手続きが必要ですか？

Q22 経営革新計画は誰が申請できますか？

A 経営革新計画の申請ができるのは、次の(1)、(2)に掲げる中小企業者及び組合等です。



(1) 中小企業者として本法の対象となる会社及び個人の基準 (いずれかの基準に該当する者)

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(2) 中小企業者としての本法の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

- (注) 1. 企業組合、協業組合も中小企業者として本法の対象となります。
2. 社団法人は、中小企業者には該当しませんが、民法第34条の規定により設立された社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であるものについては、本法の対象となります。

Q23 経営革新計画の申請先はどこですか？

A

経営革新計画の申請先は、
 (1) 個別中小企業者による、又は個別中小企業者が共同で行う申請の場合
 (2) 組合等による申請の場合
 によって異なります。

(1) 個別中小企業者による、又は個別中小企業者が共同で行う申請の場合

1社単独の場合			
申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a社のみ	A県	A県又は A県以外で活動	A県

複数社共同の場合(代表1社)			
申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a社、b社、c社の 共同申請 代表1社:a社	A県 (代表a社の本社の所在地)	A県又は A県以外で活動	A県

複数社共同の場合(代表3社の場合)			
申請者	本社所在地	事業場所	申請先
a社、b社、c社、 d社、e社の共同申請 代表3社: a社、b社、c社	A県 (代表a社、b社、c社の本社が A県に存在)	A県又は A県以外で活動	A県
	A県、B県、C県 (代表a社、b社、c社の本社が それぞれA県、B県、C県に存在。 但しA県、B県、C県が同一の 地方局管内)	A県、B県、C県 又はそれ以外の 県で活動	事業所管省庁の 地方局又は経済 産業省の地方局
	A県、B県、C県 (代表a社、b社、c社の本社が それぞれA県、B県、C県に存在。 但しA県、B県、C県が同一の地方 局の区域を越える場合)	A県、B県、C県 又はそれ以外の 県で活動	事業所管省庁 又は中小企業庁

(注) 本社所在地とは、登記されている本社所在地です。

(2) 組合等による申請の場合

1組合単独の場合			
申請者	主たる事務所所在地	事業場所	申請先
1組合等単独の場合	A県	A県内で活動	A県
		A県、B県で活動	事業所管省庁の 地方局又は経済 産業省の地方局
		全国	事業所管省庁 又は中小企業庁

複数組合等その他共同の場合(代表1名)			
申請者	主たる事務所所在地	事業場所	申請先
複数組合等その他 共同の場合 (代表1名) (a組合等(代表)、 b組合等、c社、d社)	A県 (代表a組合等がA県内に主たる 事務所が存在)	代表の組合等が A県内で活動	A県
		代表a組合等が、 A県、B県で活動 (A県、B県が同一 の地方局管内)	事業所管省庁の 地方局又は経済 産業省の地方局
		代表a組合等が、 A県、B県で活動 (A県、B県が同一 の地方局の区域 を越える場合)	事業所管省庁 又は中小企業庁

(注)ただし、企業組合および協業組合は1組合1社とみなします。



Q24 経営革新計画の申請には、どのような書類が必要ですか？

A 申請にあたっては、基本的には次の書類を用意してください。

申請書類	
1	様式第9(変更申請の場合は、様式第10)、別表1~7の正本(1通)※
2	1の写し(1通)
3	中小企業者等の定款
4	中小企業者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書 (これらが無い場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類)

※(41ページ以降参照)

【アドバイザーからのコメント】

申請の書類に関しては、次のような注意点があります。

- ① 都道府県によっては上記1~4の申請書類の他、提出する資料等がある場合がありますので、提出する都道府県にご確認ください。
- ② 複数の中小企業者、組合等で共同で申請する場合は、参加している全ての個別中小企業者について、それぞれ上記の書類を用意し、申請先に提出してください。
- ③ さらに、本省や地方局が申請先になる場合であって、計画の事業内容が複数の省庁にまたがる場合には、各省庁の長等の連名にて申請書を作成する必要があります。ご不明な点がございましたら、中小企業庁又は各地方経済産業局にお問い合わせください。(54ページ参照)



申請書類はどこでもらえるのですか？

中小企業庁のホームページからもダウンロードできます。都道府県独自の様式もありますので、まずは申請先に確認して下さい。

また、記入の方法については、次のページ以降に掲載していますので、参考にしてください。



Q25 経営革新計画の申請書は、どのように書けばよいですか？

A 申請書類の記載方法は、次のとおりです。

(様式第9) 経営革新計画に係る承認申請書

様式第9
経営革新計画に係る承認申請書

〇〇年〇月〇日

行政庁名 殿

申請先の行政庁名を記入してください。
(例) 〇〇県知事殿、〇〇県知事△△△殿

住所
名称及び
代表者の氏名

印

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

共同で経営革新計画を実施する場合には、当該計画の代表者の名称及びその代表者を記載し、代表者以外の経営革新計画参加企業については、申請書の余白に企業名を記載してください。

(様式第10) 承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

様式第10
承認経営革新計画の変更に係る承認申請書

〇〇年〇月〇日

行政庁名 殿

住所
名称及び
代表者の氏名

印

年 月 日付けで承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したいので、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更事項
2 変更事項の内容

「変更事項の内容」については、変更前と変更後を対比して記載してください。

(別表1) 経営革新計画

Q25

経営革新計画の申請書は、どのように書けばよいですか？

大学、公設試、企業などが連携先である場合は、記載してください。

経営革新の内容を簡潔にまとめたテーマを記載してください。

申請者名・資本金・業種		実施体制	
申請者名:〇〇工業 資本金:2,000万円 業種:〇〇製造業		現在は特になし。新商品開発の際には、外部専門家との共同開発を行いたい。	
新事業活動の類型		経営革新の目標	
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 ①新商品の開発又は生産 2.新役務の開発又は提供 3.商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4.役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動		経営革新計画のテーマ: <u>〇〇技術を利用した△△の開発</u>	
経営革新の内容及び既存事業との相違点 当社は、〇〇年に設立した企業であり、これまで親企業からの発注に応じて、〇〇商品を生産していた。以前から、商品の耐久性、安全性の面では好評価を博していたが、最近の景気の状態を見ると、今後の先行に不安があり、これまでの受注生産から脱却する必要性を感じている。 そこで、これまでに培った〇〇技術をベースに外部専門家との共同開発を行って、まだ市場に出回っていない、新商品△△を開発することとする。			
	経営の向上の程度を示す指標	現 状 (千円)	計画終了時の目標伸び率 (計画期間) (%)
1	付加価値額	623,824	34.3 (20年4月～23年3月 (3年計画))
2	一人当たりの付加価値額	5,425	25.6
3	経常利益	69,070	20.2

新たな取組のポイント及びその必要性について考慮して記載してください。

計画の年数(3~5年)と付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率と経常利益の伸び率を記入してください。

■ 「申請者名・資本金・業種」欄の業種は、日本標準産業分類に掲げる小分類を記載すること。

■ 「実施体制」欄は、自社の経営革新を大学・公設試験研究機関・他の企業などと連携して行う場合には、その連携先と連携内容について記載すること。

■ 「経営の向上の程度を示す指標」欄は、付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）又は一人当たりの付加価値額のいずれか及び経常利益（資金調達に係る財務活動に係る費用（支払利息、新株発行費等）を含み、本業との関連性の低いもの（有価証券売却益、賃料収入等）は含まない。）を用いること。付加価値額及び一人当たりの付加価値額並びに経常利益をそれぞれ記載すること。

- 人件費 → 以下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出すること。

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

- 減価償却費 → 下の各項目の全てを含んだ総額とすること。ただし、各費用項目について把握できない場合においては、当該項目については省くこと。

- ・減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）
- ・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

- 一人当たりの付加価値額

- ・勤務時間によって人数を調整すること。
- ・従業員数の定義については、付加価値額の定義と整合性のとれるものとする必要がある。例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要がある。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要がある。）
- ・伸び率の算出は、小数点以下第2位を四捨五入したものを記載すること。

■ 「経営革新の内容」については、新事業活動の類型に則して、新たな取り組みの内容を具体的に記述すること。

(別表2) 実施計画と実績

Q25

経営革新計画の申請書は、どのように書けばよいですか？

「1-1」は1年目の計画の第1四半期を表します。
「2-4」は2年目の第4四半期を表します。

実績欄は申請段階では記載する必要はありません。

番号	計 画				実 績		
	実施項目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	安全で効率的な生産方式の開発	安全委員会の評価	毎月	1-1			
1-1	〇〇部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	1-3			
1-2	効率的な〇〇××装置の開発	製造原価	1年	2-1			
2	〇〇商品の新規開拓営業体制の確立	〇〇商品の売上	毎週	2-2			
2-1	マネージャーと担当営業の2名専任体制の確立						
2-2	〇〇商品を切り口に新規開拓した顧客に対する他の印刷物提案営業活動	新規顧客の売上	毎月	2-4			
3	次期バージョンの新〇〇商品の開発	新商品の売上		3-1			
3-1	〇〇××装置の開発	製造原価	1年	3-2			
3-2	〇〇××装置を利用した〇×商品の新規開拓営業体制の確立	〇×商品の売上	毎週	3-3			

実施する事業項目を記載してください。
特許の取得を計画に盛り込んでおられる方は、「特許の取得」、「〇〇の技術開発」等の言葉を入れてください。

■「計画」欄

- 番号 → 1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2というように、実施項目を関連付けて記載すること。
- 実施項目 → 具体的な実施内容を記載すること。
- 評価基準 → 定量化できるものは定量化した基準を設定することとするが、定性的な基準でも可とする。
- 評価頻度 → 自社で計画の進捗状況の評価する頻度又は時期を毎日、毎週、毎月、隔月、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。
- 実施時期 → 実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。
1-1は初年の最初の四半期に開始、3-4は3年目の第4四半期に開始することを示す。

■「実績」欄は、経営革新計画が実施された後、申請者が計画の実施状況を把握することを容易にするためのもので、申請の段階で記載する必要はないが、計画の進捗に応じ、以下のとおり記載すること。

- 実施状況 → ◎…計画通り実行できた。 ○…ほぼ計画通り実行できた。
△…実行したが不十分だった。 ×…ほとんど実行できなかった。
- 効果 → ◎…効果が十分上がった。 ○…ほぼ予定の効果が得られた。
△…少し効果があった。 ×…ほとんど効果がなかった。
- 対策 → 実施状況に応じて、追加対策を実施することとした場合は、追加した実施項目を記載すること。

経営革新を成功させるためには、計画の進捗に応じてPDCA（計画－実行－評価－改善）サイクルを導入することが大切です！



PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクルとは？

業務・生産のプロセスを計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）の流れで実施するマネジメントサイクルのことであり、最後の改善を再び計画に結びつけてサイクルをまわすことによって、継続的な品質向上・業務改善活動を推進する。

(別表3) 経営計画及び資金計画

Q25

経営革新計画の申請書は、どのように書けばよいですか？

組合の場合又はグループの場合は、
参加する構成員毎に別表3を作成してください。

参加中小企業者名

(単位 千円)

	2年前 (19年3月期)	1年前 (20年3月期)	直近期末 (21年3月期)	1年後 (22年3月期)	2年後 (23年3月期)	3年後 (24年3月期)	4年後 (25年3月期)	5年後 (26年3月期)
①売上高	2,444,210	2,570,008	2,412,047	2,500,000	2,700,000	3,000,000		
②売上原価	1,903,218	1,924,208	1,837,606	1,915,000	2,000,000	2,203,000		
③売上総利益 (①-②)	540,992	645,800	574,441	585,000	700,000	797,000		
④販売費及び 一般管理費	515,141	518,730	504,371	520,000	627,000	712,000		
⑤営業利益	25,851	127,070	70,070	65,000	73,000	85,000		
⑥営業外費用	1,500	1,200	1,000	2,500	3,000	2,000		
⑦経常利益 (⑤-⑥)	24,351	125,870	69,070	62,500	70,000	83,000		
⑧人件費	550,600	533,506	504,870	530,000	600,000	700,000		
⑨設備投資額	38,743	26,202	3,452	160,000	25,000	40,000		
⑩運転資金	48,800	51,400	48,200	50,000	50,000	60,000		
普通償却額	60,904	58,497	48,884	45,000	44,000	43,000		
特別償却額	0	0	0	40,000	6,000	10,000		
⑪減価償却費	60,904	58,497	48,884	85,000	50,000	53,000		
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	637,355	719,073	623,824	680,000	723,000	838,000		
⑬従業員数	123	115	115	118	123	123		
⑭一人当たりの 付加価値額(⑫÷⑬)	5,182	6,253	5,425	5,763	5,878	6,813		
⑮資金調達額 (⑨+⑩)	政府系金融 機関借入	-	-	200,000	30,000	0		
	民間金融 機関借入	-	-	0	20,000	30,000		
	自己資金	-	-	10,000	25,000	70,000		
	その他	-	-	-	0	0	0	
合計	-	-	-	210,000	75,000	100,000		

■ 各種指標の算出式

- 「経常利益」：営業利益－営業外費用(支払利息、新株発行費等)
 - 「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費
 - 「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数
 - 「営業利益」：売上総利益(売上高－売上原価)－販売費及び一般管理費
- (注)「経常利益」の算出方法が通常の会計原則とことなりますので、ご注意ください。

■ 付加価値額等の算出方法

- 人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。(はい・いいえ)
- 減価償却費にリース費用を算入しましたか。(はい・いいえ)
- 従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい・いいえ)

■ 「経営計画及び資金計画」の欄

- 直近3年間の決算書から記入すること。
- 創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。
- 資金調達額については、計画期間の間のみ記載すること。



【ここがポイント】

左のページの別表3の数値から、3年後の経営指標の伸び率を計算してみましょう。(16ページ参照)

(1) 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率

$$\cdot \text{付加価値額の伸び率} = \frac{838,000 \text{千円} - 623,824 \text{千円}}{623,824 \text{千円}} \times 100 = 34.3\% \geq 9\%$$

$$\cdot \text{一人当たりの付加価値額の伸び率} = \frac{6,813 \text{千円} - 5,425 \text{千円}}{5,425 \text{千円}} \times 100 = 25.6\% \geq 9\%$$

$$(2) \text{経常利益の伸び率} = \frac{83,000 \text{千円} - 69,070 \text{千円}}{69,070 \text{千円}} \times 100 = 20.2\% \geq 3\%$$

(注) 伸び率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出します。

(別表4) 設備投資計画及び運転資金計画

参加中小企業者名

設備投資計画(経営革新計画に係るもの)

(単位 円)

	機械装置名称(導入年度)	単価	数量	合計金額
1	印刷機 (平成21年度)	160,000,000	1	160,000,000
2	〇〇商品用天糊機 (平成22年度)	15,000,000	1	15,000,000
3	〇〇商品用裁断機 (平成22年度)	10,000,000	1	10,000,000
4	〇〇商品専用自動裁断機 (平成23年度)	40,000,000	1	40,000,000

組合の場合又はグループの場合、参加する構成員毎に別表4を作成してください。

事業を進めるのに必要な機械装置や設備投資減税を利用する場合、記入してください。

運転資金計画(経営革新計画に係るもの)

(単位 円)

年度	金額
平成21年度	50,000,000
平成22年度	50,000,000
平成23年度	60,000,000

※経営革新計画に係る設備投資計画及び運転資金計画を予定している者は、記載してください。

(別表5) 組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

「賦課の基準」については、生産数量(金額)、従業員数、出資金等具体的に記載してください。

(単位 千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計及びその積算根拠	構成員別の賦課金額及びその積算根拠
1 〇〇商品研究開発	X年度	生産数量	〇〇〇,〇〇〇	△△△,△△△
2	年度		(〇〇〇円×〇〇台)	(△△△円×△△社…)
3	年度			(△△△円×△△社…)

(別表6) 関係機関への連絡希望について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所に○を記入してください。

希望する支援策について、「有」に○を付けてください。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望 有・無
中小企業投資育成株式会社（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	有 ・ <input type="radio"/> 無
都道府県等信用保証協会（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	<input type="radio"/> 有 ・ 無
都道府県設備貸与機関（都道府県中小企業支援センター）（申請書式作成の際には、具体的な機関を正式名称で記載すること。）	有 ・ <input type="radio"/> 無
株式会社日本政策金融公庫中小企業事業（申請書式作成の際には、具体的な支店を正式名称で記載すること。）	<input type="radio"/> 有 ・ 無
株式会社日本政策金融公庫国民生活事業（申請書式作成の際には、具体的な支店を正式名称で記載すること。）	<input type="radio"/> 有 ・ 無
株式会社商工組合中央金庫（申請書式作成の際には、具体的な支店を正式名称で記載すること。）	<input type="radio"/> 有 ・ 無

(各都道府県において申請書式を作成する際の注意)

- ・ 具体的な機関名、支店名で記載してください。
- ・ 表記の機関の他、各都道府県の判断により関係機関を追加してもかまいません。
- ・ 沖縄県にあっては、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、にかえて沖縄振興開発金融公庫を記載してください。

(別表7) 中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集等により公表してよろしいでしょうか。以下の該当する項目に○印をしてください。

①企業名	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
②代表者名	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
③資本金	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
④従業員数	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
⑤所在地	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
⑥電話番号	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)
⑦経営革新計画の概要	(<input type="radio"/> 可 ・ 否)

「可」と回答された方のうち、付加価値額又は一人当たりの付加価値額を年率3%以上及び経常利益を年率1%以上伸ばした企業について、事例集に掲載させて頂くことがございますので、ご協力願います。

計画実施主体毎の申請書の書き方

事業実施主体の形態別に、申請書の書き方は、以下のとおりです。これ以外の場
合については、窓口の担当者にお問い合わせください。

1 単独の中小企業者が申請する場合

様式第9、別表1～4及び別表6、7に記入してください。（別表5は記入の必要はありません。）

2 複数の中小企業者が共同で申請する場合

まず、代表会社（3社以内）を決定した上で、

- 様式第9「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表会社の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。なお、代表会社が複数ある場合は、連名にて申請書を記載してください。
- 別表1、2、6、7については、共同申請書の分をとりまとめ、代表会社が記入してください。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、共同申請書全体の指標を計算の上、別表1に記載してください。
- 別表3、4については、各個別企業毎に記載してください。（別表5は記入の必要はありません。）
- 別表3、4については、右肩に参加企業名を記入してください。
- なお、別途、企業名、所在地、代表社名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いいたします。

3 単一の組合で申請する場合

- 様式第9「経営革新計画に係る承認申請書」には、組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。
- 別表1、2、5、6、7については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入してください。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記載してください。
- 別表3、4については、参加する組合の構成員等毎に記載してください。
- 別表3、4については、右肩に、参加する組合の構成員等の企業名を記入してください。
- なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いいたします。

4 複数の組合が共同で申請する場合

まず、代表となる組合（3組合以内）を決定した上で、

- 様式第9「経営革新計画に係る承認申請書」には、代表組合の住所、名称、代表者の氏名を記入してください。代表組合が複数である場合は、連名にて申請書を記載してください。
- 別表1、2、5、6、7については、参加する組合の構成員等の分をとりまとめ、代表者が記入してください。別表1の「経営の向上の程度を示す指標」の欄の「付加価値額」、「一人当たりの付加価値額」及び「経常利益」については、参加する組合の構成員等全体の指標を計算の上、別表1に記載してください。
- 別表3、4については、参加する組合及び組合の構成員等毎に記載してください。
- 別表3、4については、右肩に、参加する組合の構成員等の企業名を記入してください。
- なお、別途、企業名、所在地、代表者名、連絡先を記載した個別参加企業のリストの提出をお願いいたします。

5 その他

各都道府県担当部局、国の地方機関等にご相談ください。



エピソード

経営革新計画の申請を終えて……



エピソード



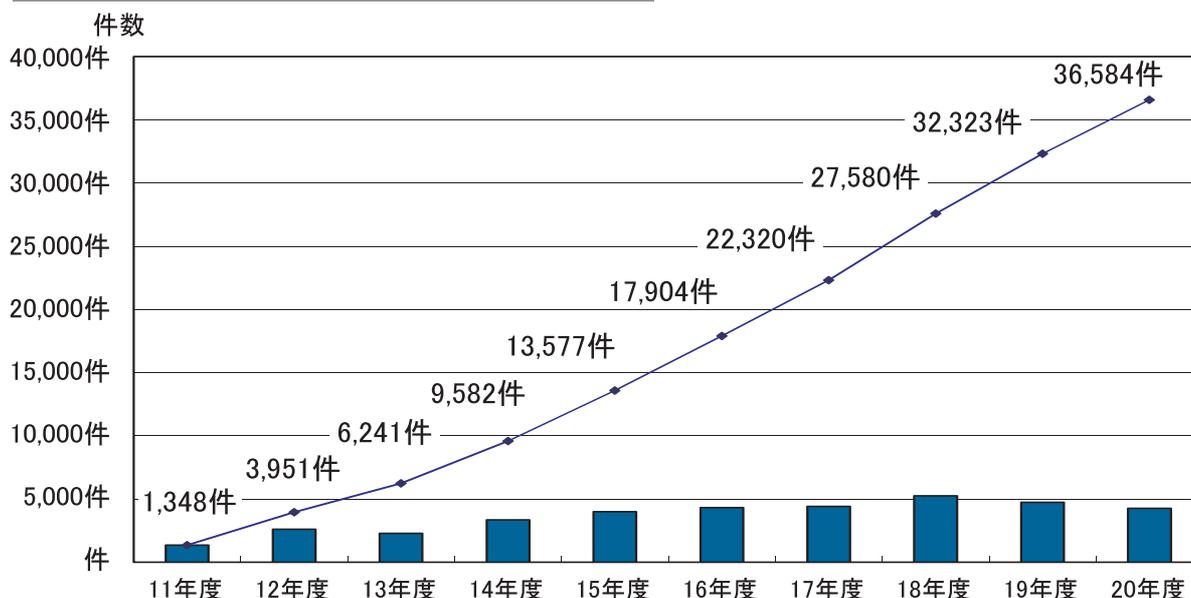
経営革新計画都道府県別承認実績

近年の経営革新計画承認状況

No.	県名	18年度	19年度	20年度	累計
	国(地方局含む)	0	0	1	24
	北海道	127	87	62	778
1	北海道	127	87	62	778
	東北	251	228	167	1,767
2	青森	28	28	25	292
3	岩手	46	31	16	317
4	宮城	55	58	30	390
5	秋田	28	21	17	211
6	山形	54	44	34	305
7	福島	40	46	45	252
	関東	1,842	1,921	1,887	13,627
8	茨城	145	125	135	792
9	栃木	67	50	27	425
10	群馬	75	60	58	511
11	埼玉	219	295	275	1,331
12	千葉	142	133	134	845
13	東京	456	549	575	4,553
14	神奈川	100	109	122	1,271
15	新潟	149	104	76	630
16	長野	218	209	160	1,280
17	山梨	38	25	25	286
18	静岡	233	262	300	1,703
	中部	853	597	460	4,881
19	愛知	586	411	285	3,084
20	岐阜	135	54	48	539
21	三重	53	63	70	524
22	富山	47	34	34	364
23	石川	32	35	23	370

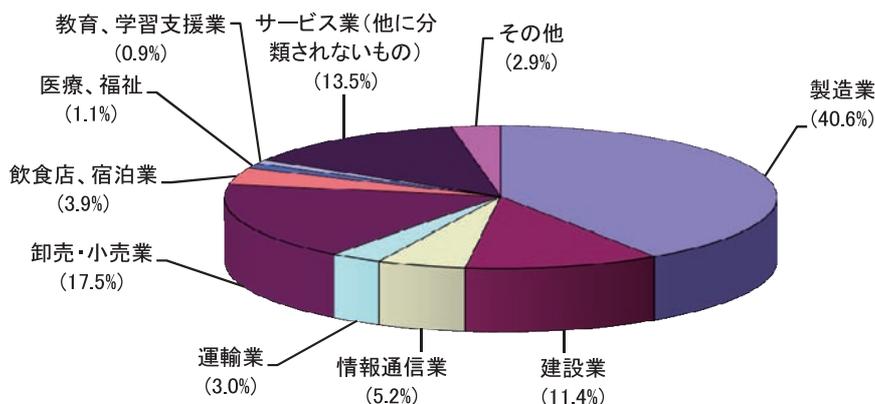
	近畿	846	626	459	5,732
24	福井	65	46	41	341
25	滋賀	61	55	58	516
26	京都	33	37	26	385
27	大阪	323	247	184	2,386
28	兵庫	300	197	115	1,650
29	奈良	34	29	22	276
30	和歌山	30	15	13	178
	中国	667	555	495	4,426
31	広島	255	225	210	1,880
32	岡山	159	143	122	1,039
33	鳥取	49	41	45	317
34	島根	106	90	50	550
35	山口	98	56	68	640
	四国	144	124	117	933
36	徳島	47	26	30	254
37	香川	17	17	19	164
38	愛媛	62	47	42	346
39	高知	18	34	26	169
	九州	499	575	598	4,239
40	福岡	239	343	349	2,277
41	佐賀	54	55	44	259
42	長崎	27	28	14	380
43	熊本	38	25	38	353
44	大分	68	49	64	395
45	宮崎	27	21	44	238
46	鹿児島	46	54	45	337
	沖縄	31	30	15	177
47	沖縄	31	30	15	177
	合計	5,260	4,743	4,261	36,584

経営革新計画の承認件数推移



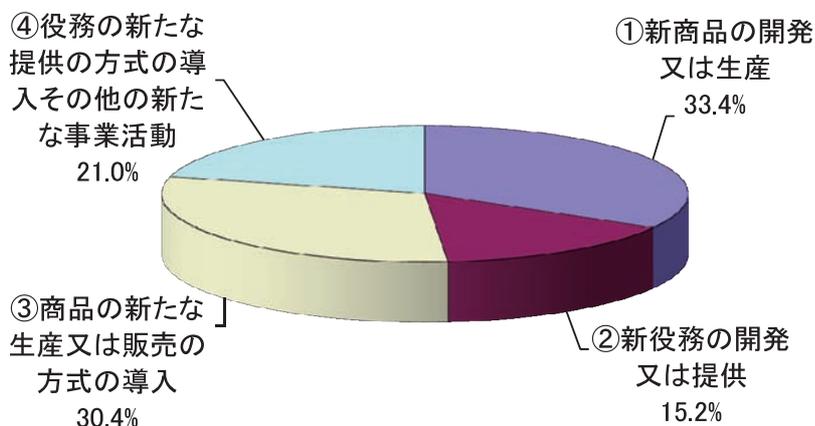
経営革新計画承認企業の業種

【経営革新計画承認企業データベース(36,584件<平成21年3月末時点>)における業種分布】



経営革新計画承認企業の取り組み内容

※一つの計画に、複数の取組が存在する場合があるので、合計すると36,584件(平成21年3月末時点承認件数)を超える。



※()内の数字は、総取組件数48,959件に対する割合。

お問い合わせ先一覧



中小企業庁経営支援部新事業促進課 03-3501-1767 (直通)

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>



■地方経済産業局

北海道経済産業局中小企業課新事業促進室	011-709-1783 (直通)	東北経済産業局中小企業課	022-221-4922 (直通)
関東経済産業局中小企業課	048-600-0322 (直通)	中部経済産業局経営支援課	052-951-0521 (直通)
近畿経済産業局創業・経営支援課	06-6966-6014 (直通)	中国経済産業局中小企業課	082-224-5661 (直通)
四国経済産業局中小企業課	087-811-8529 (直通)	九州経済産業局中小企業経営支援室	092-482-5491 (直通)
沖縄総合事務局経済産業部地域経済課	098-866-1730 (直通)		

■都道府県担当部局

北海道 経済部商工局商工金融課	011-204-5333 (直通)	青 森 商工労働部経営支援課	017-734-9375 (直通)
岩 手 商工労働観光部経営支援課	019-629-5548 (直通)	宮 城 経済商工観光部新産業振興課	022-211-2723 (直通)
秋 田 産業経済労働部地域産業課	018-860-2246 (直通)	山 形 商工労働観光部産業政策課	023-630-2290 (直通)
福 島 商工労働部産業創出課	024-521-7282 (直通)	茨 城 商工労働部中小企業課	029-301-3554 (直通)
栃 木 産業労働観光部経営支援課	028-623-3173 (直通)	群 馬 産業経済局商政課	027-226-3336 (直通)
埼 玉 産業労働部産業支援課	048-830-3910 (直通)	千 葉 商工労働部経営支援課	043-223-2712 (直通)
東 京 産業労働局商工部経営支援課	03-5320-4781 (直通)	神奈川 商工労働部工業振興課	045-210-5640 (直通)
新 潟 産業労働観光部産業振興課	025-280-5243 (直通)	長 野 商工労働部経営支援課	026-235-7195 (直通)
山 梨 商工労働部産業支援課	055-223-1544 (直通)	静 岡 産業部商工業局経営支援室	054-221-2526 (直通)
愛 知 産業労働部地域産業課	052-954-6344 (直通)	岐 阜 商工労働部モノづくり振興課	058-272-8362 (直通)
三 重 農水商工部金融経営室	059-224-2534 (直通)	富 山 商工労働部経営支援課	076-444-3252 (直通)
石 川 商工労働部経営支援課	076-225-1524 (直通)	福 井 産業労働部経営支援課	0776-20-0366 (直通)
滋 賀 商工観光労働部商業振興課	077-528-3731 (直通)	京 都 商工労働観光部ものづくり振興課	075-414-4851 (直通)
奈 良 商工労働部産業支援課	0742-27-7005 (直通)	大 阪 商工労働部商工振興室経営支援課	06-6966-9612~3 (直通)
兵 庫 産業労働部経営商業課	078-362-9184 (直通)	和歌山 商工観光労働部産業振興課	073-441-2760 (直通)
鳥 取 商工労働部産業振興総室	0857-26-7246 (直通)	島 根 商工労働部中小企業課	0852-22-5287 (直通)
岡 山 産業労働部経営支援課	086-226-7354 (直通)	広 島 商工労働局産業振興部経営支援課	082-228-7830 (直通)
山 口 商工労働部経営金融課	083-933-3180 (直通)	徳 島 商工労働部地域経済課	088-621-2369 (直通)
香 川 商工労働部産業政策課新事業支援グループ	087-832-3351 (直通)	愛 媛 経済労働部産業支援局経営支援課	089-912-2484 (直通)
高 知 商工労働部工業振興課	088-823-9720 (直通)	福 岡 商工部中小企業経営金融課	092-643-3425 (直通)
佐 賀 農林水産商工本部新産業課	0952-25-7129 (直通)	長 崎 企業振興・立地推進本部企業活性化推進グループ	095-895-2675 (直通)
熊 本 商工観光労働部産業支援課	096-333-2319 (直通)	大 分 商工労働部経営金融支援室	097-506-3223 (直通)
宮 崎 商工観光労働部経営金融課	0985-26-7097 (直通)	鹿児島 商工労働部経営金融課	099-286-2944 (直通)
沖 縄 観光商工部新産業振興課	098-866-2340 (直通)		



■都道府県中小企業支援センター

(財) 北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	(財) 21あおり産業総合支援センター	017-777-4066
(財) いわて産業振興センター	019-631-3826	(財) みやぎ産業振興機構	022-225-6639
(財) あきた企業活性化センター	018-860-5701	(財) 山形県企業振興公社	023-647-0664
(財) 福島県産業振興センター	024-525-4035	(財) 茨城県中小企業振興公社	029-224-5339
(財) 栃木県産業振興センター	028-670-2607	(財) 群馬県産業支援機構	027-255-6503
(財) 埼玉県中小企業振興公社	048-830-4085	(財) 千葉県産業振興センター	047-426-9011
(財) 東京都中小企業振興公社	03-3251-7881	(財) 神奈川県中小企業センター	045-633-5053
(財) にいがた産業創造機構	025-246-0051	(財) 長野県中小企業振興センター	026-227-5028
(財) やまなし産業支援機構	055-243-1888	(財) しずおか産業創造機構	054-273-4432
(財) あいち産業振興機構	052-954-6341	(財) 岐阜県産業経済振興センター	058-277-1096
(財) 三重県産業支援センター	059-228-3321	(財) 富山県新世紀産業機構	076-444-3247
(財) 石川県産業創出支援機構	076-267-1244	(財) ふくい産業支援センター	0776-67-7400
(財) 滋賀県産業支援プラザ	077-511-1412	(財) 京都産業21	075-315-8848
(財) 奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312	(財) 大阪産業振興機構	06-6947-4375
(財) ひょうご産業活性化センター	078-230-8051	(財) わかやま産業振興財団	073-432-3412
(財) 鳥取県産業振興機構	0857-26-7243	(財) しまね産業振興財団	0852-22-6221
(財) 岡山県産業振興財団	086-226-7354	(財) ひろしま産業振興機構	082-513-3362
(財) やまぐち産業振興財団	083-933-3180	(財) とくしま産業振興機構	088-654-0101
(財) かがわ産業支援財団	087-840-0391	(財) えひめ産業振興財団	089-960-1100
(財) 高知県産業振興センター	088-845-6600	(財) 福岡県中小企業振興センター	092-622-5432
(財) 佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4422	(財) 長崎県産業振興財団	095-895-2675
(財) くまもとテクノ産業財団	096-289-2438	(財) 大分県産業創造機構	097-534-5019
(財) 宮崎県産業支援財団	0985-74-3850	(財) かがしま産業支援センター	099-219-1273
(財) 沖縄県産業振興公社	098-859-6237		

■政令指定市における 都道府県中小企業支援センター

(財) さっぽろ産業振興財団	011-200-5511
(財) 仙台市産業振興事業団	022-724-1212
(財) 千葉市産業振興財団	043-201-9506
(財) さいたま市産業創造財団	048-851-6652
(財) 横浜企業経営支援財団	045-225-3711
(財) 川崎市産業振興財団	044-548-4141
(財) 静岡産業振興協会	054-275-1655
(財) 名古屋都市産業振興公社	052-735-0808
(財) 京都市中小企業支援センター	075-211-9311
(財) 大阪市都市型産業振興センター	06-6264-9838
(財) 神戸市産業振興財団	078-367-3838
(財) 広島市産業振興センター	082-278-8032
(財) 北九州産業学術推進機構	093-873-1430

■中小企業基盤整備機構

中小企業基盤整備機構 北海道支部	011-738-1365
中小企業基盤整備機構 東北支部	022-716-1751
中小企業基盤整備機構 関東支部	03-5470-1620
中小企業基盤整備機構 北陸支部	076-223-5546
中小企業基盤整備機構 中部支部	052-220-0516
中小企業基盤整備機構 近畿支部	06-6910-3866
中小企業基盤整備機構 中国支部	082-502-6555
中小企業基盤整備機構 四国支部	087-811-1752
中小企業基盤整備機構 九州支部	092-263-0300

■政府系金融機関

(株)日本政策金融公庫	
・中小企業事業	
東京相談センター	03-3270-1260
名古屋相談センター	052-551-5188
大阪相談センター	06-6314-7627
福岡相談センター	092-781-2396
・国民生活事業	0120-07-9366
事業資金相談専用ダイヤル(※)	0570-054649
※ナビダイヤルをご利用いただけない場合は、	
こくきんビジネスサポートプラザ東京	03-3345-4649
こくきんビジネスサポートプラザ名古屋	052-563-4649
こくきんビジネスサポートプラザ大阪	06-6315-4649
(株)商工組合中央金庫	
お客様サービスセンター	03-3246-9366
沖縄振興開発金融公庫	098-941-1700

お問い合わせ先一覧

■地域力連携拠点

北海道	北海道商工会連合会	011-251-0102	埼玉県	埼玉県中小企業団体中央会	048-641-1315	
	函館商工会議所	0138-23-1181		(財)埼玉県中小企業振興公社	048-647-4085	
	札幌商工会議所	011-231-1766		埼玉りそな銀行	0120-22-7998	
	室蘭商工会議所	0143-22-3196		千葉県	千葉県商工会連合会	043-242-3361
	釧路商工会議所	0154-41-4143		匝瑳市商工会	0479-72-2528	
	北見商工会議所	0157-23-4111		勝浦市商工会	0470-73-0199	
	稚内商工会議所	0162-23-4400		千葉商工会議所	043-227-4103	
	苫小牧商工会議所	0144-33-5454		市原商工会議所	0436-22-4305	
	帯広商工会議所	0155-25-7121		千葉県中小企業団体中央会	043-306-3282	
	北海道中小企業団体中央会	011-231-1780		(財)千葉県産業振興センター	043-299-2901	
	(財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2402		東京都	東京都商工会連合会	042-525-6951
	(財)さっぽろ産業振興財団	011-200-5511		東京商工会議所	03-3283-7700	
	(社)北海道中小企業診断士会	011-241-8556		(財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7881	
	北海道銀行	011-233-1379		西武信用金庫	03-3384-6111	
	北洋銀行	011-261-1321		多摩信用金庫	042-526-7728	
	北海信用金庫	0134-27-7106		東京東信用金庫	03-5610-1129	
	帯広信用金庫	0800-800-6100		神奈川県	神奈川県商工会連合会	045-633-5079
	旭川信用金庫	0166-26-1161		横浜商工会議所	045-671-7456	
	大地みらい信用金庫	0153-24-4104		川崎商工会議所	044-211-4111	
	空知信用金庫	0126-22-1164		小田原箱根商工会議所	0465-23-1811	
青森県	青森県商工会連合会	017-735-4331	相模原商工会議所	042-753-8135		
	青森商工会議所	017-734-1311	横須賀商工会議所	046-823-0421		
	弘前商工会議所	0172-33-4111	神奈川県中小企業団体中央会	045-633-5132		
	八戸商工会議所	0178-43-5111	(財)神奈川産業振興センター	045-633-5202		
	青森県中小企業団体中央会	017-777-2325	新潟県商工会連合会	025-283-1311		
	(財)21あおり産業総合支援センター	017-777-4066	新潟商工会議所	025-290-4411		
岩手県	八戸信用金庫	0178-44-3517	上越商工会議所	025-525-1185		
	岩手県商工会連合会	019-622-4165	長岡商工会議所	0258-32-4500		
	盛岡商工会議所	019-624-5880	新潟県中小企業団体中央会	025-267-1100		
	奥州商工会議所	0197-24-3141	(財)にいがた産業創造機構	025-246-0038		
	岩手県中小企業団体中央会	019-624-1363	長野県商工会連合会	026-228-2153		
	(財)いわて産業振興センター	019-631-3826	長野商工会議所	026-227-2428		
宮城県	(財)釜石・大槌地域産業育成センター	0193-26-7555	松本商工会議所	0263-32-5355		
	宮城県商工会連合会	022-225-8751	長野県中小企業団体中央会	026-228-1171		
	仙台商工会議所	022-265-8181	(財)長野県中小企業振興センター	026-227-5029		
	気仙沼商工会議所	0226-22-4600	(財)上田繊維科学振興会 (AREC)	0268-21-4377		
	宮城県中小企業団体中央会	022-222-5560	(財)長野経済研究所	026-224-0501		
	仙北信用組合	0228-32-3014	長野県農業協同組合中央会	026-236-2017		
秋田県	秋田県商工会連合会	018-863-8495	山梨県	山梨県商工会連合会	055-235-2115	
	秋田商工会議所	018-866-6677	甲府商工会議所	055-233-2243		
	秋田県中小企業団体中央会	018-863-8701	富士吉田商工会議所	0555-24-7111		
	(財)あきた企業活性化センター	018-860-5611	山梨県中小企業団体中央会	055-236-3322		
	北都銀行	018-825-5381	(財)やまなし産業支援機構	055-243-1888		
	山形県	山形県商工会連合会	023-646-7211	山梨中央銀行	055-224-1091	
福島県	山形商工会議所	023-622-4666	都留信用組合	0555-22-2131		
	酒田商工会議所	0234-22-9311	静岡県商工会連合会	054-255-9811		
	米沢商工会議所	0238-21-5111	静岡商工会議所	054-253-5113		
	山形県中小企業団体中央会	023-647-0360	浜松商工会議所	053-452-1115		
	(財)山形県企業振興公社	023-647-0663	三島商工会議所	055-975-4441		
	北都信用組合	0237-55-5580	静岡県中小企業団体中央会	054-254-1511		
	山形大学	0238-26-3030	(財)しずおか産業創造機構	054-273-4434		
	福島県商工会連合会	024-525-3411	静岡銀行	054-346-2414		
	福島商工会議所	024-536-5511	浜松信用金庫	053-475-6813		
	郡山商工会議所	024-921-2620	愛知県	愛知県商工会連合会	052-203-8122	
	いわき商工会議所	0246-25-9152	名古屋商工会議所	052-223-5751		
	会津若松商工会議所	0242-27-1212	岡崎商工会議所	0564-53-6193		
福島県中小企業団体中央会	024-536-1268	豊橋商工会議所	0532-53-7211			
(財)福島県産業振興センター	024-525-4034	一宮商工会議所	0586-82-8200			
茨城県	いわき信用組合	0246-92-4123	愛知県中小企業団体中央会	052-229-0579		
	茨城県商工会連合会	029-224-2635	(財)あいち産業振興機構	052-231-6366		
	水戸商工会議所	029-224-3315	碧海信用金庫	0566-77-8118		
	茨城県中小企業団体中央会	029-224-8030	岐阜県	岐阜県商工会連合会	058-274-9723	
	(財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5339	高山北商工会	0577-72-4130		
	(株)つくば研究支援センター	029-858-6000	岐阜商工会議所	058-264-2135		
栃木県	宇都宮商工会議所	028-637-3731	大垣商工会議所	0584-78-9111		
	小山商工会議所	0285-22-0253	多治見商工会議所	0572-25-5000		
	佐野商工会議所	0283-22-5511	各務原商工会議所	058-382-7101		
	栃木県中小企業団体中央会	028-635-2300	(財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1084		
	(財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	三重県商工会連合会	059-225-3161		
	群馬県	群馬県商工会連合会	027-231-9779	木曾岬町商工会	0567-68-1183	
群馬県	高崎商工会議所	027-361-5171	紀北町商工会	05974-7-0576		
	太田商工会議所	0276-45-2121	四日市商工会議所	059-352-8290		
	群馬県中小企業団体中央会	027-232-4123	尾鷲商工会議所	0597-22-2611		
	(財)群馬県産業支援機構	027-255-6503	(財)三重県産業支援センター	059-228-3585		
	特定非営利活動法人北関東産官学研究会	0277-46-1060	富山県	富山県商工会連合会	076-441-2716	
	埼玉県	埼玉県商工会連合会	048-641-3613	砺波市商工会	0763-62-2163	
埼玉県	川越商工会議所	049-229-1850	富山商工会議所	076-423-1175		
	川口商工会議所	048-228-2220	高岡商工会議所	0766-23-5000		
	さいたま商工会議所	048-641-0084	富山県中小企業団体中央会	076-491-1575		
	草加商工会議所	048-928-8111	(財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605		



お問い合わせ先一覧

石川県	石川県商工会連合会	076-268-7300	山口県	山口県中小企業団体中央会	083-922-2606
	金沢商工会議所	076-263-1161	徳島県	徳島県商工会連合会	088-623-2014
	輪島商工会議所	0768-22-7777		徳島商工会議所	088-653-3211
	石川県中小企業団体中央会	076-267-7711		徳島県中小企業団体中央会	088-654-4431
	(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244		(財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
	北國銀行	076-223-9747	香川県	香川県商工会連合会	087-851-3182
福井県	福井県商工会連合会	0776-23-3658		さぬき市商工会	087-894-3888
	坂井市商工会	0776-66-3324		高松商工会議所	087-825-3516
	わかさ東商工会	0770-45-0222		丸亀商工会議所	0877-22-2371
	福井商工会議所	0776-33-8283		香川県中小企業団体中央会	087-851-8311
	敦賀商工会議所	0770-22-2611		(財)かがわ産業支援財団	087-840-0391
	武生商工会議所	0778-23-2020	愛媛県	愛媛県商工会連合会	089-924-1103
	(財)ふくい産業支援センター	0776-67-7400		松山商工会議所	089-941-4111
滋賀県	滋賀県商工会連合会	077-511-1471		宇和島商工会議所	0895-22-5555
	米原市商工会	0749-52-0632		八幡浜商工会議所	0894-22-3411
	大津商工会議所	077-511-1504		大洲商工会議所	0893-23-5150
	彦根商工会議所	0749-26-5108		今治商工会議所	0898-23-3939
	滋賀県中小企業団体中央会	077-511-1430		新居浜商工会議所	0897-33-5581
	(財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413		愛媛県中小企業団体中央会	089-943-7285
京都府	京都府商工会連合会	0120-175-315		(財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
	京丹後市商工会	0772-62-0342		(財)東予産業創造センター	0897-66-1111
	長岡京市商工会	075-951-8029		愛媛銀行	089-933-1111
	京都商工会議所	075-212-6470		(株)西条産業情報支援センター	0897-53-0010
	(財)京都産業21	075-315-8660	高知県	高知県商工会連合会	088-846-2111
大阪府	大阪府商工会連合会	06-6947-4340		高知商工会議所	088-875-1177
	大阪商工会議所	06-6944-6471		高知県中小企業団体中央会	088-845-8870
	堺商工会議所	072-258-5581		(財)高知県産業振興センター	088-846-0175
	東大阪商工会議所	06-6722-1176	福岡県	福岡県商工会連合会	092-622-7708
	八尾商工会議所	072-922-3260		筑紫野市商工会	092-922-2361
	豊中商工会議所	06-6845-8004		福岡商工会議所	092-441-2161
	北大阪商工会議所	072-843-5302		久留米商工会議所	0942-33-0213
	大阪府中小企業団体中央会	06-6947-4372		北九州商工会議所	093-541-0188
	近畿大阪銀行	06-6945-2195		福岡県中小企業団体中央会	092-622-8780
	大阪信用金庫	06-6775-6571		(財)福岡県中小企業振興センター	092-622-5432
兵庫県	兵庫県商工会連合会	078-371-1362		(財)福岡県産業・科学技術振興財団	092-725-2729
	南あわじ市商工会	0799-42-4721		(社)中小企業診断協会福岡県支部	092-624-0606
	神戸商工会議所	078-367-2010		福岡ひびき信用金庫	093-661-2330
	姫路商工会議所	079-223-6557		大川信用金庫	0944-86-6922
	尼崎商工会議所	06-6411-2254	佐賀県	佐賀県商工会連合会	0952-26-6104
	兵庫県中小企業団体中央会	078-331-2045		基山町商工会	0942-92-2653
	(財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8149		佐賀商工会議所	0952-24-5158
奈良県	奈良県商工会連合会	0742-22-4412		佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598
	広陵町商工会	0745-55-3535		(財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
	宇陀商工会	0745-82-2211	長崎県	長崎県商工会連合会	095-824-5413
	奈良商工会議所	0742-26-6222		雲仙市商工会	0957-36-3911
	奈良県中小企業団体中央会	0742-22-3200		長崎商工会議所	095-822-0111
	(財)奈良県中小企業支援センター	0742-36-8312		佐世保商工会議所	0956-22-6121
和歌山県	和歌山県商工会連合会	073-432-4661		長崎県中小企業団体中央会	095-826-3201
	和歌山商工会議所	073-422-1111		(財)長崎県産業振興財団	095-820-3091
	田辺商工会議所	0739-22-5064	熊本県	熊本県商工会連合会	096-325-5161
	橋本商工会議所	0736-32-0004		山鹿市商工会	0968-46-2141
	紀州有田商工会議所	0737-83-4777		熊本商工会議所	096-354-6688
	(財)わかやま産業振興財団	073-432-3227		八代商工会議所	0965-32-6191
鳥取県	鳥取県商工会連合会	0857-31-5555		荒尾商工会議所	0968-62-1211
	鳥取商工会議所	0857-32-8005		人吉商工会議所	0966-22-3101
	米子商工会議所	0859-22-5131		熊本県中小企業団体中央会	096-325-3642
	(財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6704		熊本市農業協同組合	096-372-6877
島根県	島根県商工会連合会	0852-21-0651		あまくさ農業協同組合	090-6770-2394
	松江商工会議所	0852-32-0505	大分県	大分県商工会連合会	097-534-9507
	浜田商工会議所	0855-22-3025		中津市しもげ商工会	0979-54-2073
	出雲商工会議所	0853-25-3710		豊後大野市商工会	0974-22-1193
	島根県中小企業団体中央会	0852-21-4809		佐伯市あまべ商工会	0972-33-0217
	(財)しまね産業振興財団	0852-60-5115		大分商工会議所	097-536-3258
岡山県	岡山県商工会連合会	086-224-4341		大分県中小企業団体中央会	097-536-7227
	浅口商工会	0865-44-3211		(財)大分県産業創造機構	097-537-9111
	真庭商工会	0867-52-3360		大分銀行	0120-72-0189
	岡山商工会議所	086-232-2266	宮崎県	宮崎県商工会連合会	0985-24-2057
	倉敷商工会議所	086-424-2111		都城商工会議所	0986-23-0001
	津山商工会議所	0868-22-3141		宮崎商工会議所	0985-22-2161
	岡山県中小企業団体中央会	086-224-2245		(財)宮崎県産業支援財団	0985-74-3850
	(財)岡山産業振興財団	086-286-9626		(社)宮崎県農業振興公社	0985-51-2011
広島県	広島県商工会連合会	082-247-0221	鹿児島県	鹿児島県商工会連合会	099-226-3773
	三次広域商工会	0824-44-3141		曾於市商工会	0986-76-0232
	広島商工会議所	082-222-6691		鹿児島商工会議所	099-225-9533
	東広島商工会議所	082-420-0303		鹿児島県中小企業団体中央会	099-222-9258
	広島県中小企業団体中央会	082-228-0926		(財)かごしま産業支援センター	099-219-1529
	(社)中国地域ニュービジネス協議会	082-221-2929	沖縄県	沖縄県商工会連合会	098-859-6150
	(社)中小企業診断協会広島県支部	082-221-5031		石垣市商工会	0980-82-2672
	広島銀行	082-504-4053		名護市商工会	0980-52-4243
山口県	山口県商工会連合会	083-925-8888		宜野湾市商工会	098-897-0111
	山口商工会議所	083-925-2300		(財)沖縄県産業振興公社	098-859-6238
	下関商工会議所	083-222-3333		沖縄銀行	098-867-2141
	宇部商工会議所	0836-37-5855		琉球銀行	098-860-1216

お問い合わせ先

がんばる中小企業

なんでも相談ホットライン

0570-009111

全国共通

受付時間

平日 9:00～19:00

土曜日 10:00～15:00

※通話料は発信者側の負担となります。

※携帯電話、IP電話、自動車電話、PHS、列車公衆電話、船舶電話からはご利用になれません。



相談室

中小企業相談官が、中小企業施策や経営に関する相談等にお答えします。

●中小企業庁 中小企業 相談室 **03-3501-4667** (直通)

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp>

編集・発行

中小企業庁 新事業促進課

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-1767

2009-新事業促進課-一般-初-016

2009年9月